

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年4月16日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年4月16日（月） 午後1時00分～午後5時15分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸一郎 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 このの 孝子 君
委員 南 恵子 君 委員 のだて 稔史 君
委員 松永 よしひろ 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福島子ども未来部長 高 山 子 ども 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ども 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 大 澤 保 育 支 援 課 長
吉田保育施設調整担当課長

○午後1時00分開会

○つる委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項およびその他を進めてまいります。

本日も、効率的な委員会運営にご協力よろしくをお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○つる委員長

それでは、予定表1、幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご紹介願います。

○本城教育次長

それでは、私からは、教育委員会事務局の幹部職員の異動について、ご報告をさせていただきます。

まず、平成30年4月1日付で教育委員会事務局学務課長から庶務課長に就任いたしました、有馬勝でございます。

○有馬庶務課長

このたび4月1日付で庶務課長を拝命いたしました有馬です。引き続きよろしくお願いいたします。

○本城教育次長

同じく学校計画担当課長から学務課長に就任いたしました、篠田英夫でございます。

○篠田学務課長

篠田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本城教育次長

同じく庶務課学校計画担当主査から学校制度担当課長に就任いたしました若生純一でございます。

○若生学校制度担当課長

若生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本城教育次長

教育委員会事務局は以上でございます。

○福島子ども未来部長

それでは、私から、子ども未来部の異動等について、ご報告させていただきます。

まず、児童相談所移管担当課長兼務が解除されるとともに、統括課長に昇任しました高山子ども育成課長です。

○高山子ども育成課長

高山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福島子ども未来部長

次は、新任で転入されました二ノ宮児童相談所移管担当課長です。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長

二ノ宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福島子ども未来部長

4月1日付で組織改正を行いました。保育課から新設されました保育支援課長に就任した大澤幸代で

ございます。

○大澤保育支援課長

大澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島子ども未来部長

私からは以上でございます。

○つる委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 報告事項

(1) 平成30年度学級編成について

○つる委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)平成30年度学級編成についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

○篠田学務課長

まず、説明に先立ちまして、3月末から4月頭にかけて、小・中学校、義務教育学校の卒業式および入学式がとり行われまして、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきましたことを、この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、学級編成についてご説明をさせていただきます。資料は、平成30年度学級編成（暫定版）についてでございます。こちら、A4の両面のカラー印刷刷り1枚でございます。

表が小学校および義務教育学校（前期課程）の児童・学級数、裏面が中学校および義務教育学校（後期課程）の生徒・学級数について集計したものでございます。なお、この資料につきましては、4月1日現在の暫定版であるということで、ご了解いただければと思います。

また、これから説明させていただく際、小学校という際には、義務教育学校の前期課程を、中学校といった場合には、義務教育学校の後期課程も含んで、説明させていただきたいと思ひますので、あわせてご了承いただければと思います。

まず、学級編成の考え方についてでございますけれども、公立の小・中学校の学級編成につきましては、国が1学級の児童・生徒数の標準を定めてございまして、各都道府県において、国の標準に基づき、都道府県教育委員会の基準を設定しております。

いわゆる義務標準法では、小学校1年生は1学級35人、2年生から6年生および中学校の全学年においては、1学級40人学級が標準となっておりますが、東京都におきましては、小学校2年と中学校1年については、35人学級にするための対応として、教員の加配措置を実施しているところでございます。当区におきましては、都の教育委員会の基準に基づいて学級編成をさせていただきます。

資料の一番下をご覧くださいと、黄色の色がついている部分、緑色がついている部分、それから、ピンクに色がついている部分とこの色についての考え方が示されてございますので、こちらをご覧くださいながら、内容についてこれからご説明させていただきたいと思ひます。

まず、この表の中で、ピンク、黄色および緑といった色のついているところ以外は、全て都の基準に従って学級編成を進めたものでございます。この中で、まず、黄色で色をつけているところ、例えば、

伊藤小学校の2年生のところですが、こちら、児童数が77人となっております。国の基準によりますと、1学級40人でございますので、2学級となるところでございますけれども、都の35人対応の加配によって、1学級の人数規模を縮小しまして、3学級として編制しているところでございます。京陽小学校、延山小学校の2年生もそれぞれ同じように、2学級となるところを3学級として編制しておるものとなっております。

続きまして、上のほう、三木小学校など、ピンク色で塗られているところをご覧ください。まず、三木小学校でございますけれども、こちら、1年生が61人ということでございますので、本来であれば、35人学級でも2クラス、2学級でいいということになっているのですけれども、こちら、若干、配慮の必要な児童が一定数見込まれるということでございましたので、区の判断によりまして、弾力的運用ということで、3学級として学級編制をしたものでございます。

また、8番の第三日野小学校につきましては、こちら、学校のキャパシティーの問題がございまして、教室数が若干苦しいということもございまして、本来であれば、35人学級であれば4学級になるところでございますけれども、教員のティーム・ティーチングによる3学級での学級編制としたものでございます。

次に、緑色で色を塗られた部分、25番の第二延山小学校、30番の清水台小学校の2年生でございます。こちら、それぞれ東京都の基準によれば、4学級、あるいは2学級となるところでございますけれども、第二延山小学校については、学校のキャパシティーの問題もあって、3学級編制としてしているところでございます。清水台小学校につきましても、同じように学校の施設的な問題から、今年度に関しては1学級としているものでございます。

今年度の小学校の状況でございます。1年生につきましては、こちら、児童数の枠の一番下の合計欄(A)のところをご覧ください。一番左側の1年生のところですが、1年生のところの合計欄の一番下、増減欄を見ていただくと、昨年に比べると83名増となっております。

また、今年度、11番の鮫浜小学校、それから、29番上神明小学校ですが、昨年まで2年生に関しては、鮫浜小学校については37名でございましたので、2学級つくっていたのですけれども、3年生からは定数が40人となりますので、1学級になったということ、それから、上神明小学校につきましては、5年生が、昨年の4年生の時点では、弾力的運用により2クラスつくっていたのですけれども、今年度は、本来の1クラスに戻したということから、全学年が単学級となりました。この結果、昨年まで全学年単学級の学校は3校だったのですけれども、今年度は5校になったところでございます。

また、8番の第三日野小学校につきましては、通学区域の児童数で受け入れ枠がいっぱいとなりましたことから、区域外からの就学はありませんでした。

以上の点を踏まえまして、一番下の合計欄をご覧ください。昨年度の通常級の児童数の合計は、児童数小計のところの一番下の合計欄、1万5,191名、それから、学級数は右のほう、学級数の小計で501学級となります。これはそれぞれ昨年同期に比べまして、約425人、10学級増加しているということでございます。これは、卒業した6年生が2,250人であったのに対し、新しく入ってきた1年生が2,680人余と、約430人増えたことが原因となっているところでございます。

また、特別支援学級については、固定学級の児童数、こちら、左側、児童数の枠で青く塗られた欄が特別支援の欄でございますけれども、こちらの括弧でない実数の部分を見ていただくと、固定学級の児童に関しては、139人から141人ということで大きな変動はございませんけれども、

括弧の中、こちらは通級のお子さんの数でございますが、363人から512人ということで、約150名の大幅増となっております。

次に、裏面、中学校の学級編制を説明させていただきます。先ほどご説明申し上げたとおり、7年生に関しては、35人学級ということで、都の教員加配がございますことから、学校の実情に応じて学級増か教員加配、いわゆるティーム・ティーチングのいずれかを選択するというようになっております。

黄色で囲みました6番の荏原第一中学校、7番の荏原第五中学校、それから、14番の品川学園の7年生については、それぞれ学級を増やすという形での対応を選択してございます。また、緑で囲みました4番の鈴ヶ森中学校、9番の戸越台中学校、11番の伊藤学園については、教員の加配を選択しているというものでございます。区の独自判断による弾力的運用はございません。

今年度の特徴ですが、まず、新7年生につきましては、合計が一番左の欄ですが、(A)欄、1,541人ということで、昨年と比べると、76人の減となっております。

それから、11番の伊藤学園、15番の豊葉の杜学園につきましては、学区内の就学人口が増えてきているということから、特に新1年生の入学が大幅に増えているという状況でございます。

それから、中学校全体の合計数ということで、合計欄の(A)で見ていただくと、4,763名、それから、学級数でいうと、145学級ということで、昨年に比べますと、生徒数では14名減、それから、学級数でいうと、1学級の増という形で、ほぼ昨年と同じような数字になっているものでございます。

また、特別支援学級につきましては、浜川中学校で固定学級が新設されたこともございまして、固定学級の生徒数は17名増ということ、また、通級のお子さんは39名の増となっているものでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

まず、小学校のほうです。児童数は1年生で増減があるのが通常の考えなのかと思うのですが、2年生のところでは発生する理由というのがあれば、教えていただきたいと思います。

あと、確認なのですが、黄色と緑のところです。学級規模縮小と、教員加配のみを選択したところの違いについて、先ほどご説明ありましたけれども、教員加配にしたというのは、施設上の問題で、教室が確保できないから、そうせざるを得なかったということよろしいのでしょうか。

○篠田学務課長

2年生の時点におけるお子さんの増減ですけれども、1年生から進級する間、当然、転入・転出等ございますので、そういったものが反映していると考えているところでございます。

それから、緑の部分、教員加配を選択した場合のところですが、第二延山小学校、清水台小学校、それぞれ学校のキャパシティの関係で、ほぼいっぱいに使っているような状況でございますので、そういった意味で、クラスを増やさずに、教員の加配で対応している、ティーム・ティーチングで対応しているという状況でございます。

○高橋(し)委員

先ほど私、聞き漏らしてしまったので、学区内で受け入れ人数がいっぱいになってしまい、抽選でも入れなかった小学校と、それとあと、ご兄弟がいらっしゃるのに、学区外から学校選択で入れなかった

子がいる学校を教えてください。

○篠田学務課長

まず、学区内のお子さんだけでいっぱいになってしまっていて入れなかったのは、本年度は、第三日野小学校になります。昨年は、第二延山小学校もあったのですが、第二延山小学校はお二人だけ、繰り上げで入ることができたという状況になってございます。

それから、ご兄弟で入れなかった学校ですけれども、いわゆる兄弟枠を使ってでも入れなかった学校が、第三日野小学校、浜川小学校の2校でございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。兄弟のほうなのですけれども、第三日野小学校と浜川小学校は、来年度も厳しい状況なのでしょうか。1年後なので難しいですけれどもその辺の状況、見込みを教えてください。

○篠田学務課長

まず、第三日野小学校につきましては、従前からかなり学区内のお子さん方でいっぱいでございますので、何年も、いわゆる学区外からの希望選択のお子さんは入れない状況でございます。

地域的な問題でいきますと、今回、目黒駅前の再開発で新しい住宅ができました。想定していたよりは、お子さん方の数は今のところ少なそうでございますので、そちらの対応はできるのかなと考えているところでございますけれども、ただ、学区外のお子さんまで入れるかという、なかなか難しい状況なのではないかと考えております。

そして浜川小学校も、学区内のお子さん方がかなりいらっしゃる状況でございまして、どちらかというと、ほかの学校を選択される方が多い地区でございます。

また、浜川小学校につきましては、今年度から改築に取りかかるということがございますので、1つは、改築に取りかかっている間、例えば、仮設校舎を建てている間はそれなりに余裕が出てくるのですが、一方で、工事期間においては、どちらかというと、お子さん方は、やはりほかの学校へ行かれることが多いので、工事をしていると、どうしても学習環境に影響があるということがございますので、そういった意味では、学区内のお子さん方は多いのですけれども、場合によっては、兄弟枠や学区外からお子さんを受け入れることも可能かもしれないということで、複雑な要因がございますので、なかなか見通しが難しい状況であると認識しているところです。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。そうすると、浜川小学校以外を選択する方が多ければ多いほど、兄弟枠で学区外から来る方が入れるという考えですよね。そうすると、行った先のほうのキャパが今度どうなるかという話、例えば、この辺だと、おそらく立会小学校とかだと思えるのですが、そうすると、そこもある程度あきをつくっておかないといけないので、希望申請数を読みながら少し去年より多く入れてというふうになると、玉突きのようなことが起こりうるのではないのでしょうか。あと、今年はほかの小学校も抽選で順番待ちだったのですけれども、兄弟枠の方は、すべて入れた学校が幾つかあると思うのですが、そこも来年度、そういったことがなかなか厳しくなるかもしれないという見込みがある小学校がもしわかれば、お願いします。

○篠田学務課長

まず、いわゆるお子さんの玉突きみたいな形の部分ですけれども、一番大きいのは、湾岸地区に関しましては、お子さんの人口が急激に増えているというのがございます。そういうところもありまして、今回、浜川小学校、それから、お隣の鮫浜小学校の改築を進めているということもございます。

先ほど委員からお話のあった、ほかの学校に希望申請をして、学区外にいかれるお子さんたちの関係でございますけれども、実はそういった意味で、あの地区全体がお子さん方、増えております。選択制の前提としては、あくまで、その地区のお子さんがまず最優先、その地区のお子さんは全部受け入れることとなっております。あきがあれば、学区外からとるという形になりますから、この先の人口の推移を見ていきますと、例えば、今、お話のございました立会小学校に関しましても、まだこれから先増えてくることが予想されますので、そういう意味では、逆に外から選択されたお子さんを取りづらくなっていくという状況があると思っています。そうすると、当然、選択できなくなれば、自分の学区に戻ってくるということもございますので、読みが非常に難しいことではあるのですが、そういったことを考えながら対応していきたいと考えております。

それから、今後の、来年度以降の兄弟等々の対応の難しそうな学校ということでございますけれども、やはり一つは湾岸地区の学校がどうしても就学人口が増えておりますので、どこが難しいというのはなかなか申し上げづらいのですが、例えば、本年度でいいますと、城南小学校、浜川小学校、立会小学校といった学校も抽選になってございますし、鈴ヶ森小学校も、今回、結果的には全員の方が入っているのですが、抽選になってきているということがございます。今後の人口推計によっては、大変なところも出てくるのかなという思いがございます。

また、従前からお子さん方が増えていきます御殿山小学校や第三日野小学校等、あるいは再開発が行われているようなところに関しましては、そういったところの学校でもかなり苦しい状況が出てくるのかなと想定しているところでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。今、お話のあったように、さまざま複雑な状況を見きわめながら、いろいろご努力されていると思いますので、今後もこういったことは続くと思いますので、入学される保護者の方々に不安のないように、しっかりと進めていっていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようなので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学事制度審議会答申の報告について

○つる委員長

次に、(2)学事制度審議会答申の報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○若生学校制度担当課長

それでは、学事制度審議会の答申についてご報告させていただきます。

まず、資料1枚目ですが、学事制度審議会答申の報告についてをご覧ください。まず、1番、開催実績でございます。第17回まではご報告させていただいておりますので、今回、第18回と第19回をご報告させていただきます。

18回でございます。3月2日に行われまして、議題としては、前回に引き続いて、最終答申（案）についての検討と、昨年秋に行われましたパブリックコメント、こちらに対する区としての回答（案）をお示しして、ご確認をいただいたところです。

最終答申の検討では、三校種体制における単独の小・中学校の取り組み、こちらに関する記載がござ

いましたが、ここでいう特色の趣旨がやや不明確であって、わかりやすい表現に整理しようといったような議論がございました。下の細かい文章表現ですとか、定義の整理、それから、用語、図表の工夫など、読む方の視点に立ったわかりやすい表現になるように、細部にわたって検討が加えられたものでございます。

続きまして、2の答申についてでございます。本答申および概要版につきましては、答申を受けた翌日3月23日に区ホームページへ掲載するとともに、庶務課、教育総合支援センター、そして、区政資料コーナーに設置しました。4月11日には、区内各図書館に設置してございます。

また、広報誌の関係ですが、こちら4月11日号の広報しながらに特集記事として答申の概要を掲載させていただいたところでございます。その中で、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見と、それに対して区の考え方、こちらについても、代表的なものをご紹介します。また、こちらのパブリックコメントにつきましては、全てのご意見と区の回答を広報誌と同じ4月11日にホームページ上に掲載いたしまして、教育委員会の窓口ですとか、区政資料コーナー、図書館等、答申を設置させていただいた施設でも紙面で閲覧できるように設置してございます。

続きまして、答申の中身についてご報告させていただきます。2つ目以降の資料で、まず、薄いブルーの表紙の冊子がございます、こちらが3月22日に答申をいただいたもので、各委員の皆様方にはコピー用紙で印刷したものをすでにお配りさせていただいたものですが、そちらと全く内容は同じでございますが、今回、製本したものをおつけしてございます。

答申自体は全66ページあり、膨大な量になりますので、本日は概要版の方でご説明させていただければと思います。概要版をお出しいただければと思いますが、まず、お開きいただきまして、2ページ目でございます。「はじめに」というところでは、今回、学事制度審議会が設置された経緯などが書かれてございます。その下、「『品川教育ルネサンス』とは」といった枠と、次の下の図、こちらにつきましては、品川教育ルネサンスとはどういったもので、その取り組みの3本の柱がございますが、こちらとその下の「教育環境の充実」と書きました学事制度審議会による教育環境の整備、こちらの関係性をまとめたものでございます。

上の3つの楕円形で示した各取り組みをより推進していくということを目指していく上での器の部分であります、制度的な基盤となってくるのが、下の台形で示した教育環境の充実であるといったことをご説明しているところです。今回、まさに学事制度審議会に諮問して、答申をいただいたということで、これから教育委員会として実際に制度などの充実を図っていく段階であるのだといったことを説明した図でございます。

続いて、右側3ページです。上段は、区立学校の児童・生徒数の過去から現在の推移と、将来推計のグラフでございます。今回、学事制度審議会設置のきっかけの一つとなりました就学人口の急速な変化といったところが、見てとれるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。ここからは、審議会の提言の概要がテーマごとにまとめられてございます。これらの内容につきましては、中間答申後の審議や、パブリックコメント等を経ましたが、基本的な考え方につきましては、こういった大まかな概要版でまとめている部分に関しては、中間答申で示された内容から大きく変更はございません。そういったところで、これまでご説明してきた内容とかなり重複する部分がございますけれども、ご説明上、ご容赦いただければと思います。

では、1番、学区域についてでございます。まず、現状・課題としまして、下の図の学区域図をご覧

いただければと思うのですが、赤線で囲んだところが小学校、もしくは義務教育学校（前期課程）の学区域になってございまして、色をつけたところが中学校区になってございます。ここで、小学校の赤い枠の中に色が2つ以上含まれている、いわゆる小学校区の学区域を中学校区が分断しているということ、こういった状況が区内にあるということが示されてございます。こういったことで、小と中、あるいは小と義務教育学校、そういったそれぞれの連携が図りづらい状況というのが現在あるものでございます。

それから、もう一つは、就学人口が急増している地域、こういったところにつきまして、受け入れ体制を整える必要があるといったことが指摘されました。

次に、審議会の考え方でございます。右側でございますが、義務教育9年間の一貫教育をさらに推進するために、各中学校・義務教育学校と連携する小学校を設定して、グループ化します。小学校の学区域が全ておさまるように、中学校や義務教育学校の後期課程の学区域を見直すと。こういったことが適当であるのではないかとといった考え方が示されたものでございます。

それから、小学校の学区域につきましても、やはり就学人口の急増等によって、施設の受け入れ、教室数等、受け入れが困難な場合などにおいては、小学校の学区域を見直すと。こういったこともあり得るのではないかと。そういった考え方が示されました。

その2つが大きな中身でございます。

具体的には、5ページ目で図が出てございますが、色が枠の中で分かれてしまっているB小学校やE小学校は、色を合わせるといいますか、例えば、B小学校については、ブルーと緑色のA中学校とB中学校が入っているところを、A中学校のほうにきちんと入るような形で学区域を設定していこうと。こういったことが基本的な考え方でございます。

その下の緑枠のところですが、こういったことをしていくことで、下にあるグループ化のイメージ図のように、中学校単位で連携する小学校とグループを構築することで、グループ内で連携を深めていくこと、そういったことを深めながら、これまで以上に一貫教育を推進するといった体制が整うのではないかと。こういった考え方が示されたものでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、6ページ目、2の学校選択制についてでございます。まず、現状と課題につきまして、1つ目は、保護者からの評価が非常に高くなってしまっていて、特色ある学校づくりなど、そういった成果があらわれている、こういったことを確認したものでございます。

2つ目は、東日本大震災、こういった災害時などの安全に対しても意識が高まって、遠距離通学などに対しても不安を感じるといったような声があるということがありました。

3つ目は、学校選択時に抽選となる学校が増えているといったことで、これは下のグラフ、抽選校の推移を見ていただければと思うのですが、やはり平成24年度ぐらいから増加が見てとれる状況となっております。

それから、4つ目は、地域と子どもたちとのつながりなどが薄れるのではないかとといったような、そういったことを懸念する声があるということでございます。

これらの現状・課題に対しまして、審議会の考え方としては、右側になりますが、小学校等の入学時の学校選択については、地域とともにある学校づくり、これをより推進する観点から、ブロック内の選択を廃止して、隣接する学区域の学校を選択できる仕組みにするべきということでございます。

それから、小学校の選択の際には、住所地が隣合う学区域に義務教育学校がない場合、こちらの場合であっても、必ず義務教育学校を選択できるといった制度設計が必要ではないかといったことが示されました。

また、中学校に関しましては、学校選択は原則としてこれまで自由選択で、これを維持するのが適当ではないかといったことが示されましたが、学区域のグループ化という考え方が出された中で、一貫教育の効果をより高めていくためには、例えば、抽選の際に優先順位を設定するなど、制度面についても一定の考慮が必要だろうということでございます。

具体的には、7ページの図を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、こちら、現行の制度では、ブロック制ということで、A小学校からB、C、D、E、G、H、あと、Y、Z、そういった義務教育学校の中から選ぶといった形になってございますが、これが制度見直し後においては、選択の範囲がA小学校と赤い枠で接しているところが変わるといったようなことを示しているということでございます。この中で、特にブロック制では、左のグレーの△ブロックにあったF小学校が、新たに制度見直し後では選択が可能となるといったような形も見とれるものでございます。

また、義務教育学校につきましては、これは現行でも、義務教育学校の前期課程については、区内全域から6校全て選べるといった制度でございますが、これはやはり隣接になった場合には、隣接する義務教育学校に限定して選べるような仕組みが変わるといった考え方でございます。

学校選択については以上でございます、おめくりいただきまして、最後、8ページになります。これは3から6まで、審議事項について整理したものでございます。この3から6までは、何か制度を大きく変えるといったようなものではございませんで、これは審議会としての考え方を整理したものでございます。

3の三校種体制（学校種のあり方）でございます。現状では、この間、義務教育学校という新しい学校種ができましたので、こちらのあり方を中心に、単独の小・中学校も含めた学校種ごとの学事制度、どういったあり方がよいのか、そういったことを整理してまいりました。

結果、審議会の考え方としましては、小・中、義務教育学校それぞれ学校種ならではの特色を活かした教育の展開が重要であるといったこと、それからまた、学区域のグループ化ですとか、学校選択制といった制度、そういった中での義務教育学校の取り扱い、これに関しましては、小・中学校と同様とすることが適当ではないか、そういったことが示されました。これは現行の義務教育学校がもともと小・中学校を母体をしているといった経過がございますので、そういった経緯も踏まえて考え方が整理されたものでございます。

続きまして、4の学校規模の考え方、こちらでございますが、現状、課題としては、小学校は規模の小さい学校から大規模な学校まで幅広く存在していると。中学校は、国の基準に対しては小規模の学校が多くなっている、また、義務教育学校に関しては、国の基準に対してはやや大きい、大規模な学校が多くなっているという現状がございます。

右側の審議会の考え方ですが、学校規模別のメリットや課題は、規模別にさまざまございますけれども、それぞれの方針や規模の特徴を活かしていくことが重要であるといったことが示されております。

また、極端に小規模な学校につきましては、その状態が長い間続きまして、教育上ですとか、学校運営上、支障があるような場合、そういったときには、学校の支援策をはじめ、さまざまな対応を考える場、そういった検討機関を立ち上げて、具体的に対応していく必要があるのではないかと示されてございます。

次に、5の学校配置の地域バランスです。現状の課題としては、やはり地域ごとに学校数ですとか、学校種ごとの配置に若干偏りが見られるのではないかと示されまして、これに対しまして、審議会としましては、学校の整備に当たっては、就学人口の動向や学校改築など、さまざまな状況

を踏まえて、小・中・義務教育学校を区内でバランスよく配置することが重要であろうといったことが示されております。

この審議会の考え方ですけれども、今ある学校を改めて配置し直すといったことは、なかなか難しいことではございます。そういったところで、学校の改築等の機会を捉えて、そういった配置をしていくことは可能なかどうか、教育委員会としても今後考えていく必要があるのではないかとといったところで議論になったところでございます。

最後、6の学校改築でございます。改築の現状・課題につきましては、1つは、校舎の老朽化が進んでいる、そういった学校が出てきています。それから、就学人口の急増、こういったところへの対応も、改築にあたり必要となってきたということが、現状としてはございます。

右側、審議会の考え方としましては、老朽化への計画的な対処がまず大事であると。それとともに、やはり就学人口の急増など、現状の大きな課題として挙げられますので、そういったものに対しては、やはり迅速でかつ柔軟な対応が必要であろうということでございます。

これまでずっと学校に関しては全面改築で進めてきている部分もございますが、今般、国の考え方が、公共施設の長寿命化、こういったことも考え方として示されてございます。そういった点と、施設の複合化、それから、将来、少子化が進んだ場合を想定して、ほかの用途の施設への転用ですとか、そういったことも念頭に置きながら改築を進めていく必要があるのではないかとといった考え方が示されたものでございます。

以上、長くなりましたが、答申の概要を説明申し上げました。

その下に、区の教育施策への反映がございまして、答申を受けて、できるだけ早期に新たな制度として形にしていくために、教育委員会が具体的に検討を進めてまいります。学区域ですとか学校選択制、こういった制度の見直し、これはとりわけ子どもや保護者、地域に大変影響が大きいものと認識しております。教育委員会としまして、具現化していくに当たっては、10年後、あるいはその先を見据えて、綿密な予測のもとに、関係する方々へ丁寧に説明しながら進めてまいり所存でございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇南委員

まず1つは、極端な小規模状態がというふうな記述があるのですけれども、冊子でいうと、20ページ、それは具体的にどういう状況になったらこういうふうに言うのかというのを一つ知りたいのですけれども、以前、八潮南中学校の新入生が4人しかいなかったときがありまして、そのときに、教育委員会が一軒一軒に電話なり、どんな方法かわからないですけれども、状況を説明して、結果的に、その4月に新入生として入る子どもが4人のうち1人しかいない、結局、みんなよその学校に入ることがあったのです。それは学校選択との関係で、教育委員会としてはそういう状況になったときにはどうするのか。そのあたりを確認しておきたいと思うし、とりわけ選択をするという権利、教育委員会のいろいろな事情、そこをどうというふうに勘案するべきなのかを確認しておきたいと思います。

それから、学校の配置バランスは、先ほどの説明でも、いろいろと大きな問題になってくるので、大変難しい問題だと私も思うのですけれども、また同時に、難しいけれども、例えば、今、海岸地域のほうに大きなマンションができ、児童・生徒が増えているという状況もあり、その時々いろいろな状況の中で、人口急増地域で学校が不足するとか、教育環境を整えなければいけないとか出てくる、そうい

う中で、一番最後のご説明では、10年後あるいはその先を見据えて丁寧に対応していくのだというお話なのですけれども、その辺も含めて、適正な配置バランスというのは、そういうことであれば、それはそれでわかるけれども、いろいろな状況の中で、こっちが増えたり、あるときはこっちが増えたり、逆に全体で減少したりという状況があるわけですが、そういう状況の中で適正な配置バランスというのはどういうふうを考えていくべきなのかも、一つ伺っておきたいと思います。

それと、先ほどの小規模あるいは大規模な状況というところでの、学校支援策をはじめ、さまざまな対応を考えるというのは当然なのですけれども、学校支援策というのは具体的にはどういうことをイメージしたらいいのか教えていただきたいと思います。

とりあえず3点です。

○若生学校制度担当課長

幾つかご質問をいただきました。

まず、極端な小規模状態がどのくらいの状況であるかというご質問ですが、こちらについては、審議会の中でも、クラス数がどれぐらいになって、どのくらいの人数でという具体的な話はなかったのですが、私どもとして想定しているのは、やはり全学年が単学級になるような状況かつ、クラス内の人数が、例えば10人以下になってしまうような状況、それが1年2年ではなくて、長いこと継続するような状況を想定しているものでございます。

それから、2点目につきましては、選択制に関するお話だったかと認識しております。選択する権利を教育委員会としてはどういうふう考えているのかといったことですが、例えば、八潮地区において、以前選択制があった中で学級が4人ぐらいになってしまったといったことから、八潮地区全体としての話し合いが行われた上で、八潮学園が誕生した、そういった経緯もございます。

こういったところで、選択制とのかかわりはどうしても規模によっては出てくる話ではございますが、そういった選択によるものだけが理由ではございませんので、地域の状況ですとか、そういったものを含めまして、やはり学校規模のあり方というのは変わってくるものでございます。ですので、そういった選択する権利はもちろん今後も保障していかなければいけないといった考えではございますが、そういったものと社会情勢ですとか人口の動向といったものを捉えつつ、教育委員会としては適宜対応してまいりたいと考えているところです。

それから、マンションですとか、配置バランスのことでご質問をいただきましたが、マンション等が建って、臨海地区は特に急増してございますが、こういった適正な配置バランスについてどのように考えていくのかといったことですが、これに関しましては、やはりすぐに配置バランスを見直していくということはなかなか難しいものでございますので、先ほどご説明申し上げた改築ですとか、そういったところで機会を捉え、なかなか学校を移動させるというのは、やはり土地が必要となるため現実的に難しいので、そういったことが可能なかどうか、今後、そういった状況も踏まえながら、慎重に見ていく必要があるのではないかと考えているところです。

最後に、極端な小規模・大規模な状態への対応として、学校への支援策をはじめとする支援策の具体的な部分といったところですが、具体的には、やはり小規模校に関しましては、学校ごとにそれぞれ小規模なりの取り組みがさまざまございますので、例えば、地域の方、企業、大学といったところと連携しながら、検討機関の中でというのもございますが、そういった中で教育的な観点で支援をして、そういったことを周知した上でアピールしていくような、そういった形での支援もあるのではないかと考えてございます。

○南委員

どれもこれもなかなか難しい問題だと思っているところなのですが、やはり品川区の教育委員会として、学校を選択することができます、その選択できる範囲は、今回の学事制度審議会の中で、隣接校という形で小学校の部分では狭まってきてはいるのですけれども、しかし、選択はできますということを前提として入学していただくという状況の中では、やはり小規模のため学校の運営に支障があるとか、教育活動に支障があるとか、いろいろな状況の中で、それはそれで考えていくということなのですから、その辺については、きちんとした見解というのを持っておいていただかないといけないと思いついたわけですが、いまひとつよくわからなかったところがありました。

やはり、教育上とか学校運営上支障がある場合にはというところがあって、支援策をはじめ云々かんぬんと書いてあるし、今の課長のご答弁では、企業だとか大学だとか地域の協力を得ながらというご答弁だったので、企業や大学ということが出てきたのは意外だったので、改めて具体的にどうということなのかというのを伺っておきたいし、教育上や学校運営上支障がある場合というのは、具体的にどうということなのか。クラス数が多ければ、切磋琢磨できるとか、クラス替えることによって、人間関係が広がるのでいいのではないかという趣旨の中で、そういうふうになってきていると私は想像するのですけれども、その辺のことを含めて、説明を伺いたいと思います。

○若生学校制度担当課長

まず、先ほどご答弁申し上げた、具体的な支援策についてでございます。大学ですとか企業ということをお願いしましたが、これはあくまでも学校のほうで実際に行われているような取り組み、その中に支援策のヒントがあるのではないかとということで、例えば、英語教育で企業との連携でありますとか、大学のほうでのそういった取り組みを参考にするとか、そういった支援が考えられるというものでございます。これはあくまでも具体例で挙げたところですので、これを実施といったものではございません。

それから、教育上、また、学校運営上支障があるといったような場合について、これは具体的にどういった支障があるか、そういったことのご質問だったかと思いますが、これにつきましては、やはり学校運営として、単学級ですとか、人数が少ない、そういった状況ですと、例えば、学校行事、運動会などにおいて、通常できるような活動ができなくなる。そういったことが想定されると思います。

○大関教育総合支援センター長

具体的な例といたしましては、極端に人数が少ない単学級が続いてまいりますと、当然、クラス替えも行えない中で、小学校6年間を過ごすこととなりますので、そこに対して少し心配を感じられる保護者がいらっしゃるところが現実でございます。ただ、その反面、いい面、これは丁寧に見てもらえるというメリットを考えて、あえて小規模校を選択される保護者も実際にはいらっしゃいます。

それで、具体的な支援策といたしましては、これまではプラン21、そして、現在は品川教育ルネサンスの制度を活用いたしまして、各学校のオリジナルな特色ある取り組みを応援しております。そんな中、項目の一つとして、小規模校対策がございまして、例えば、数年、1学級が続いておりました清水台小学校などは、立正大学との協働で、法学部の方においでいただき、協働して行う授業を一昨年度より取り組んだり、あるいはプロの講師を招くような特色ある教育活動を取り入れるなどして、徐々に希望者が増えてきているという実情もございますので、その学校なりに極端な小規模校に陥る前の段階で、特色ある教育活動によって、小規模校から抜け出して、逆にデメリットを強みに変えていくような施策、取り組みを支援しているところでございます。

○熊谷指導課長

それに加えて、今年度から品川コミュニティ・スクールが全校展開しますので、小規模、大規模にかかわらずなのですけれども、やはり学校がどんなことを望んでいるのか、校区教育協働委員会でしっかり協議した上で、学校支援地域本部として、大学ですとか、民間企業ですとか、そういったところの力もいただきながら、ともに学校を支えていくというシステムを構築しているところでございます。

○南委員

ですから、簡単に小規模校だからとか、大規模校だからということでもくくらないで、対応を丁寧にしていただきたいということを私は言いたいと思っています。

それで、先ほど課長がご答弁されたけれども、小規模には小規模の良さを求めて希望される方がいらっしゃるわけですし、それはたとえ6年間単学級でもいいのではないかということを選んでいうこともあるわけなので、スパンがどのくらいか、1クラスで人数が1桁で、以前の八潮南中学校のことを例に挙げて言いましたけれども、4人ぐらいでは、それは誰でも心配するところではあります。そういう状況もあるけれども、一定程度の集団として教育活動等々もやっていけるという規模であれば、私は、そういう教育を大事にしていきたいと思っています。

それで、私的には不勉強で、初めて知ったのですけれども、清水台小学校がプロの講師に見ていただいてというところで、いつから始まったのか教えてください。それから、平成30年度学級編制の資料をみると、2年生が36人で、1年生が32人ですよね。だから、増えているという今の説明は、こういう状況を見ておっしゃったのかと思ったのですけれども、そういう努力をしても、36人、1学級だから、なかなか大変なところはあるかと思えますけれども、やはり一人ひとりの子どもを本当に健やかに育て、学校に行くのが楽しい、勉強することがおもしろい、わかるという授業をしていただくためには、何かのきっかけで必ず子どもは変わっていくと思えますので、そういうところを大事にしていきたいということをあえて発言させていただきたいと思えます。

そして、この冊子を読ませていただきまして、23ページの「おわりに」に書いてあったことが非常に印象的だったのですけれども、「各施策の実施に当たって、区民に十分な時間をかけて丁寧に周知を行い、理解を求めるとともに、制度変更による児童・生徒や保護者への影響に配慮し、一定の経過措置を設けるなど、適切な措置を講じるよう希望します」というふうに、審議会の皆さんの総意で書いていただいている。私は、だから、やはりきちんとした説明を、先ほど冒頭で、一定の期間、既にホームページにもアップしたし、広報誌に掲載したし、いろいろと対応しているという説明があったので、それはそれで受けとめたいと思うのです。やはり今、いろいろな形で子どもへの教育についての関心が高まる一方で、なかなか難しい部分もいっぱいあるという中、本当に十分に時間をかけて理解をしていただくという作業をなおざりにしては進められないし、協力体制も得られないと思えますので、この制度とか、そういうものについて賛否はいろいろありますけれども、関係者、特に子どもや保護者に対しては、本当に丁寧な説明をしていただきたいということを強く思うのです。

そこで、改めてこの点についての見解、これは審議会の意向なので、区としての見解を伺いたいし、あと、パブリックコメントについても、先ほどの説明では、11日からホームページのほか、図書館をはじめとする各施設で公表しているのだという話なのですが、とりわけ学校にかかわっている保護者の方々には、こういった説明というのはどのような形でされるのか、その辺を伺いたい。これからの学校選択について、今の保護者だけではなくて、区民に対してもとりわけ必要だと思っているのですけれども、それについてどうなのかも含めて教えていただきたいと思えます。

○若生学校制度担当課長

答申の「おわりに」のところで、審議会としての丁寧な周知と経過措置等、適切な措置をとということで、区としてどういう形で進めていくかというご質問をいただきましたので、まずそれからご説明したいと思います。もちろん審議会のご意見を受けまして、区としましても丁寧に、やはり大きな制度ですので、もちろん保護者、児童・生徒、これは直接かかわってくる部分でございますので、そういった方々、それから、地域の皆様にも丁寧に十分に時間をかけて周知していく必要があるということで考えておりますが、どういった具体的なところでというのは、現在検討しているところですが、こういった審議会の趣旨を十分に受けとめた上で、区としても進めてまいりたいと考えているところです。

それから、パブリックコメントの周知に関してのご質問ですが、保護者ですとか、そういった方々にどういうふうに周知していくのかということでございますが、これにつきましては、広報しながらのほうでまず広く周知させていただいて、こちらにつきましては、答申と概要版と、あと、広報誌の周知につきましては、校長会を通じて、校長先生には周知を行ったところでございます。また、今後、概要版をきれいな形で印刷したもの、リーフレットを発行する予定でございます。こちらのほうについては全員に行き渡るような形で、児童・生徒、学校のほうに広く周知したいと考えているところでございます。

○南委員

最後に確認ですが、そうすると、審議会の最後のところに書いてある、十分な時間をかけて丁寧に理解を求めようという認識で教育委員会としては対応していくということでのいいのですか。そこを確認して終わりたいと思います。

○若生学校制度担当課長

まさに「おわりに」でいただいた、こういったところにつきましては真摯に受けとめまして、区としてもこのような制度を十分に周知していくということです。これから一定の経過措置等も考慮しながら進めていこうという考えでございます。

○つる委員長

清水台小のプロの講師についてもお願いします。

○大関教育総合支援センター長

平成28年度になります。実際に立正大学の法学部の先生および法学部の学生に、市民科のゲストティーチャーとして来ていただいて、何回かおいでいただいて、主権者教育、あるいは法教育の学習を子どもたちに行っていただきました。

また、プロの演劇等を行っている方をやはりゲストティーチャーとしてお招きする中で、表現力について、学ぶ活動なども取り入れて、その両方とも地域の方にも積極的に事前に宣伝して見に来ていただいて、この学校はこんなおもしろい取り組みをやっているのを知っていただく、また、ケーブルテレビにも両方とも取材に来ていただいて、広く宣伝を図った結果、翌年度は30名を超える入学者がいたという状態でした。

○南委員

時間をかけて丁寧に説明しながら、実施に向けてという話だったので、具体的にはいつぐらいから実施するというふうに考えているのかを知りたいと思います。

○若生学校制度担当課長

スケジュールに関してでございますが、いつからということに関しましては、現在、検討を進めて

いるところでございます。ただ、やはりこういった制度の大きな改定になりますと、新年度の入学に間に合うよう周知するのは、前年の秋ぐらいに学校選択が始まってまいりますので、そういったところに間に合うような形で制度を決めるとともに、周知に関してもしていかななくてはいけないので、やはりこれは少なくとも本年度検討しまして、来年度からすぐに実施といったことは非常に難しいタイミングでございます。

ただ、そうはいつても、この制度の改定につきましては、答申を受けた以上、スピード感を持ってやっていかなければならないと考えて進めてございます。そういったことも考えまして、具体的にいつからというのは申し上げられないところなのですが、できる限り早く皆様方に新しい制度として周知できるように対応してまいりたいと考えております。

○南委員

ありがとうございます。やはり地域の町会長もメンバーとした審議会を経てやってきているので、地域のいろいろなご意見があったというふうに私は承知して、そういう理解をしているのですけれども、私的には、この制度そのもの、選択制には当初から反対、少し疑問を持って見ていたので、そういういろいろな問題点が、今回の審議会でも出てきているかと思っているのです。

しかし、今までの問題点、それがいろいろな意見の中で改善の方向になっているという印象もあるのですけれども、しかし、制度そのものは残るけれども、規模が変わっていくということですが、やはり本当に区民の混乱を招かないようにしなくてはいけないと思いますので、いろいろな角度からいろいろな方々のご意見を聞きながら、丁寧に進めていくことが必要だと思えます。この審議会の意見を受けて、教育委員会が事務局としてまとめたから、ほとんど100%、この方向なのでしょうけれども、やはり、いろいろな意見を教育委員会としても受けとめていく必要はあるのではないかと思いますので、早急な実施というのによく吟味をしながらやっていただきたいということを改めて申し上げなくてはならないと思いました。

○渡部委員

今、南委員が聞いていたところとかぶるところがあるのだけれども、すごくタイミングは難しいです。というのは、私たちも会派として、学事制度をやれ、学事制度をやれというのを数年前から申しあげていて、今度はやっていただいて、当然やっていただいたわけだから、検討して早く実施しろということをやに言わなければいけないのだと思ったりもするのですが、ある意味、考えていたのですけれども、町会ごとに学区域をいじるなどよりも、すごい制度改定だと思うのです。これから小学校に行かせよう、中学校をどうしようという方にすると、今までの知識が通用しなくなってしまう部分があるわけですから、ですから、すごく順を追って説明しなければならない。しかも、速やかにある程度説明をしていかなければならない。でもって、本当に教育委員会の皆さんはよくご存じ、当然、子ども未来部の方々もご存じだと思いますけれども、お母さん方のネットワークというのはすごく、うわさがうわさと呼んでしまうわけですね。少し説明をすることによって、品川区はこうなるのだというのがそのとおり伝わればいいのでしょうかけれども、そうではなく伝わっていったりすることがすごく多いのです。

例えば、今、課長からお話がありましたように、平成31年度から実施しないのであれば、保護者にはそう早く伝えないほうがいいのかと思います。というのは、10月に選ぶときに、勘違いして選択行動に移られる方もいらっしゃる。ただ、やはり学事制度を進めていく中で、町会長とか、PTA会長とかも中に入っていらっしゃいましたから、そういうところにはしっかりと報告をしていかなければならない中で、ある程度いつから始めるかというのは、重要な時期に、しかるべきタイミングでそれを出し

ていつていただかなければならないと思うのです。ただ、そういった中で、最終答申が出てきました。先ほど校長会で周知をしたという答弁がありましたので、少なくとも今年度といいましょうか、この春、どこまで説明するお考えなのか。パブリックコメントなどが、広報には載っかってきたわけなのですが、意識の高い方は、そこで読んで、これはまだ始まるわけではないのだという理解はされるのだけれども、ぱっと見て、進学するお子様をお持ちの方は、品川区は変わるのだと考えてしまうと思うのですが、どの辺まで、どういうタイミングでやろうと考えているのか、教えてほしい。

答えを聞く前に希望を申し上げると、例えば、もし平成32年からでも始めるという検討が今年度粗々、進んでいったのであれば、やはり平成30年10月以降には、大々的にキャンペーンを張ってほしい。いわゆるその年の学校選択が終わって、次の方が選択行動をどうしようかというときに、がらりとイメージを変えるのは相当時間がかかるから、そういうふうにやってもらいたいと思う。

答えを聞く前に希望を先に全部伝えてしまうと、町会長会議、それこそ連合町会では当然お話をしていただきたい。比較的子どものことを一生懸命考えているのは、ここにも何人かいると思いますけれども、地区委員の方々というのは意識が高くて、それぞれ町会から選出をされているので、子育て世代の方と非常にネットワークを持っているわけです。ですから、話を聞いていますと、学校選択に関してですとか、さまざまな相談を受けるケースが多いようです。ですから、そういう方々にやはり正式な情報を、しっかり時間をとって伝えてもらいたい。学校のPTAに関して言うのであれば、教育委員会が出向いてやるよりも、できれば校長先生がしっかり説明をしていただきたい。

それと、保育課も、少なくとも品川区の職員である保育士の方々にも、大変かもしれないけれども、情報を持ってほしい。園長には、こうなのですよと知ってほしい。そうすれば、ある程度、これはどうなのですかと聞かれたときに説明できるような体制がとれると私たちは考えています。私案ですが、そこまでやっていただけるかどうかも含めて、お答えをお願いします。

○若生学校制度担当課長

関係各所へのご説明等のスケジュール感ということに関してご質問いただきました。先ほど申しましたとおり、今年度、検討を進めてまいりまして、既に来年度という形ではいかないものでございますが、何分、やはりこういった保護者の方々に関しては、学校選択等が今度の秋から始まってまいります関係で、非常に影響が大きいことから、やはり地域に対してですとか、保護者に対してご説明するタイミングというのは非常に難しいもので、これは今、本当に慎重に検討を進めているところでございます。

そうはいつても、かなり時間がかかって、1年間、何も周知しないと逆にこれは不安が不安を呼んでしまうような形になります。私どもとして大事なものは、最終答申が出たということを知らせていただく、こういったところをまず第一に考えてございます。

それから、きちんとした制度設計、こういったものをやはり行っていく。最初はまずその段階がございまして、それからきちんとしてこういったスケジュールでというところが定まり次第、早急に、これは秋口という希望があったのですけれども、そういった時期にできるかどうかというのは今後の検討になってくるのですが、できる限り早くお知らせできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○渡部委員

間違った情報が氾濫することが一番よくないことですから、正しい情報をしかるべきタイミングで伝えるというのは大事だと思うのです。平成31年4月に入学する方にとっては、実は要らない情報なのです。将来的に制度が変わるということは必要だったにせよ、逆に混乱を招くわけです。しかしながら、平成32年からやっていくというときには、平成31年10月には申し込みがあるわけです。それを検

討するのは、実はもっと早い段階なわけですから、その方々には実は早く伝えなくてはいけないという問題が私はあると思います。ですから、ガイドラインといたしまして、出た最終答申の内容は10月まで待つというのではなくて、今にでもどこか時間をとって、5月、6月に、町会長とか、地区委員の皆様には、これからこういう方針でやっていく、ただ、平成31年からではないですというところの話はぜひしてほしい。逆に、こういう形で決まったのだというのであれば、その該当保護者も当然そうですし、また、品川区のほかの職員の方々ともいいたし、保育園ですとか、どういうやり方かわからないのですけれども、私立の幼稚園とかにもしっかりとしたいといいたし、徹底的な周知がやはり必要なかなと今考えています。もしかしたら、またそれは間違っていて、やはりそうではないと言われるかもしれないのですが、今はそれが一番かなと思っていたので、発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○こんの委員

学校選択制のことについて今、お二人の委員の話を聞いていたので、大体理解はしました。

私のほうからは、学校改築のことについて少し確認をしたいのですけれども、この答申の中で、現時点で今後改築が必要となる小・中、義務教育学校合わせて26校あるというご認識の中で、ですが、国が公共施設に関する考え方が改築から、基本的な躯体を残したままの長寿命化だというふうにシフトしてきている。なので、今度は、改築と考えていたけれども、長寿命化だということを視野に入れて検討すべきという答申が出ているのですけれども、そうすると、今後これを具現化していくわけですから、26校の中で、本当は改築が必要だったのに長寿命化にシフトをしていかなければならないという、この辺の考え方と、今後の改築のあり方というのはどのように考えていかれるのでしょうか。

○有馬庶務課長

改築の関係ですけれども、今、委員ご指摘のとおり、これから26校を改築しなければなりません。実施計画の中では、毎年1校ずつはある程度やって、このペースというのは、23区でもかなりのペースでやっているものだと思います。今も6校、取りかかっているという状況がありますので、ただ、このケースを全部長寿命化にし、改築をやめてしまうと、最後の学校というのはより老朽化してくることもなるので、1校ずつやっていっても、最後の学校は26年目と、極端に言えばそういうことなので、そういった部分でも、そのペースでやるかどうかは別として、一斉にやるわけにはいかないので、改築を進めながら、改築がすぐできない部分については、やはりもう少し使えるようにこ入れをして、長寿命化をしていかなければ、現実的にはなかなか一斉に全てやるというのは難しいので、そういった意味では、改築と長寿命化をあわせて進めていくということが当面必要なのではないかと考えています。

○こんの委員

わかりました。そうすると、どうしてもそれだけの必要な年数がかかってしまうので、一気にできないところの部分で長寿命化で考えていくということを理解いたしました。

そうすると、やはり学校選択制が見直しをされていくことによって、先ほどの学級編制の数字ではないのですけれども、教員加配をして編制していくクラスもあれば、そうではなくて、クラス数を増やしていくというところが、学校改築をすることによって、施設のキャパを増やし使えるものにしていく。そうでない長寿命化のところは、まだ教員加配でいくというところが、これはついて回ることになるのでしょうか。改築と編制というのは、リンクするようでリンクしないところだと思うのですが、そこら辺の整理をお願いします。

○有馬庶務課長

教員加配にするか、ティーム・ティーチングをやるかというのは、施設の面と、それから、その学校のクラスが何クラスずつで構成されているかというようなこともありますので、全て施設面ではないということもありますけれども、やはり一方では、施設的な制約も若干あるというような、例えば、今回、清水台小学校は6クラスで、2年生が36人ですけれども、これから将来的に見ていったときに、もともとは小規模校なので、そんなにクラス数を持っていない。12学級分、クラスがもともとはないので、そういった面もありますし、あるいは学校行事のところで、運動会だ何だ、2クラスあったほうがやりやすいとか、そういった面もあるので、学校運営の面と施設の面と両方から、これは学校長がいろいろ判断して決めているという要素があるというところを理解していただければと思います。

○こんの委員

わかりました。そのように整理をいたしました。

そうすると、今のところで、少し疑問に思ったのですけれども、清水台小学校はたしか改築というか、改修工事をして、校舎自体を新しくしたと理解をしているのですが、そこで12クラスをとれないというのは、どういう改築の仕方をされていたのか。

○篠田学務課長

清水台小学校につきましては、全面的な改築はしておりません。特別教室ですとか、管理棟のほうをきれいにしまして、一般の教室のあったところは、そのまま使っているというところがございます。ですので、もとは小さい学校だったので教室数が足りないという状況が具現化しているということがございます。

○こんの委員

わかりました。

1つ、それによって、改築時に施設の複合化を検討するというのもこの答申の中には書いてあって、複合化をしていくというところがもし今後出た場合に、学校は一方で、災害時の避難所という位置づけもある中で、複合化というのは、そこら辺のところはどうお考えで、複合化を今後してくださいというふうに答申があったのか。それとも、そういうことではないですということなのか。そこら辺のところを防災と絡んだ複合化についてどう考えていくのか、教えてください。

○有馬庶務課長

答申の中では、さまざまな可能性ということで、多面的にということと言及されたものと思っています。特に先ほどの概要版の3ページを見ていただきますと、ピークはこの先、平成40年ごろに来て、その後は就学人口が下がってくる見込みもありますので、いつときは児童・生徒のため教室を使うということで学校もいっぱいになると思いますが、その後、例えば、就学人口が減ってきたときに、そのスペースを有効に使えるようなといったところも一面ありますので、全てが全て何か複合した施設にすればいいという答申をいただいたものではないと理解をしているものでございます。そういった中で、防災の部分については、従来どおり、普通教室は冷暖房が入っていますし、一時避難場所として体育館もきちんと避難場所みたいな形で整理をするという形になっていますので、何でもかんでも学校で複合化をしていこうということではないと受けとめております。

○高橋（し）委員

幾つかあるのですが、1つは、一般の区民の方に周知するのは、概要版をもとにパンフレット等を作成されるのでしょうか。まずその辺を。

○若生学校制度担当課長

区民の皆様への周知ということで、概要版を用いて周知するののかといったことですが、さまざまな形を通しての周知ということで、ホームページですとか、あとは広報誌とあわせて、概要版のリーフレットに関しても作成しまして、それで周知を図っていくという考えでございますので、概要版だけで周知を行っていくという考えではございませんが、今後、そういったものも利用しながら、より区民の皆様に関わりやすい形で周知を図っていこうと考えているところでございます。

○つる委員長

今、私たちに資料として配られているこの概要版と、内容的に同じなのですかという趣旨の質問だと思います。

○若生学校制度担当課長

申しわけございません。内容的には同じでございます。

○高橋（し）委員

その概要版や広報しながわで出ているものをもし区民の方が読まれたら、では、何が変わるのかというところだと思うのです。つまり、審議会の答申とそれが区の教育委員会の施策にどう反映していくかというところの期間や、今後、どのようになるかということや、なかなかご理解していただくのは非常に難しい。ということは、6つ提言されているわけで、6つのことが出てきているのですけれども、全部やるのですかと。その期間は二、三年でやるのですかと、そういう話になってくると思うのです。今、選択制の話がこちらにも詳しく出ていますから、議論になったので、学校選択のことだけ短いスパンでやっていくことになるのか、改築をどうするのかという話がどうしても出てくると思うのです。

そうすると、先ほど渡部委員もお話しされていましたが、説明の仕方はすごく難しいと思っているのですけれども、わかっていただかないと、ご理解いただかないと、先ほども渡部委員がおっしゃっていましたが、混乱が出てくると思うのです。ですから、私もどういふふうにしていったらいいかという明確な答えはないのですけれども、特に6つの施策について、審議会の考え方は載っているのですけれども、それがどうなっていくかを、広報誌や、説明会で説明しないと、現行で学校に通われている方の弟や妹がその学校を選択できなくなる可能性があるし、来年の4月に入った上の方と違う学校に行かなければならなくなってしまうことも出てくるし、そういうことを考えると、渡部委員の意見とは違ってしまうのですけれども、今年度選択するとき、ある程度その方向性を知らせておかないと、上の方が入ったのに、下の方が入れないというか、選択できない場合もあるのです。

整理をしますと、6つの施策について、区のほうはどう進めていこうかは、最終答申が出たばかりなので、なかなか説明しにくいのだと思うのですけれども、どういふふうにしていくといたらおかしいのですけれども、そういった面までも含めてどうやって提示していこうと考えていらっしゃるのか。審議会の答申の内容を説明するのはわかりましたのでご答弁をお願いします。

○若生学校制度担当課長

こちらの審議会での諮問内容である6の施策をどういふ形で進めていくのかというお話でした。まず、審議会での6つを示したのですが、これは相互にかかわってくるような議題でございまして、その中で、やはり学事制度、制度を話し合うところをメインでやってきたところでございます。したがって、やはり制度となりますと、1の学区、それから、2の学校選択制、こちらのところを制度の見直しとして考えているところでございます。

ただし、3から6までに関しましても、やはり学区、学校選択制と絡んでくる内容、非常にかかわ

りが深い内容でございますので、そういったことについて審議会では考え方を示す必要があるということで、さまざま議論いただいて、答申をいただいたものですので、そういった趣旨が十分伝わるような形で、学区域と学校選択制を変えるのだといったことが理解いただけるような形で周知していきたいと思っております。

学校種ですとか、学校規模の考え方、それから、配置バランス、学校改築、こういったものにつきましては、これはすぐに何かを変えるとといったようなものではございません。考え方として、これを踏まえて教育委員会として今後進めていく必要があるといったものでございますので、そういった位置づけで進めていくということを考えております。

○高橋（し）委員

ということは、学区域と学校選択制を、6つのうち2つは変えていくと。3から6については、今後、もちろん今までもなのでしょうけれども、審議会の考え方を受けながら、教育委員会は今後の施策に反映させていくということによろしければ、学区域と学校選択制を変えるのだということを明確に区民の方にお伝えをする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

○若生学校制度担当課長

そのようなご認識で問題ないと思っております。

○高橋（し）委員

わかりました。

○のだて委員

学事制度審議会の答申のためにパブリックコメントが行われたと思うのですが、文教委員会には特に報告がなかったかと思うのですが、その進め方についてどういう考えで行われたのかということと、あと、主な意見などもご紹介いただければと思います。

○若生学校制度担当課長

パブリックコメントを文教委員会のほうにお示しできなかったことに関してでございます。こちらに関しましては、先ほど申し上げましたスケジュールのところで、広報誌が4月11日発行ということで、これはいち早く答申が出たということで、お知らせするスケジュールを組んだものでございます。その中で、パブリックコメントの幾つか抜粋したものも紹介してございますので、同じタイミングでホームページ等に掲載したというところでございます。文教委員会のほうにはタイミングとしては間に合わなかったというところで、それに先立ってパブリックコメントのほうは公表させていただいたということで、こちらについては、公表する前に議会のほうに回らせていただきまして、個別にご報告申し上げたところでございます。

○のだて委員

個別に報告したというお話ですが、これが実際、資料が配られたのは4月6日で、先ほどの広報が4月11日ですから、実際にパブリックコメントが行われたのが10月、11月で、公表が4月になってしまったというのは、もう少し早い段階で文教委員会に報告することができたのではないかと思ったのですが、その点はいかがでしょうということと、主な意見についてもお聞きしたので、それも教えていただきたいと思いますが、あと、パブリックコメントでいただいた意見というのが、今回の最終答申にどう反映されたのか、伺いたいと思っております。

○若生学校制度担当課長

まず、パブリックコメントにつきまして、区の考え方としてお示しする時期がどうしてこの時期に

なったかということでございます。もう少し早くというお話ですが、こちらにつきましては、審議会のほうで審議が継続している段階でございます、そういった審議に関してもやはりパブリックコメントを参考にしながら審議を続けているところでございました。そういったところから、やはり答申がきちんと出た段階で、それを周知するといったタイミングと合わせて、そういった区の回答に関しましても、公表させていただくということで、そういったタイミングになったものでございます。

それから、先ほど申しわけございません、答弁が漏れてございました。主な代表的なものとしてどういふものがあったかというものでございますが、やはりいただいた中、100件ございましたけれども、一番多かったのは学校選択制についてでございます、3割強ぐらいの意見をいただいております。その中では、やはり学校選択によりまして、こういった地域とかのつながり、あるいは防災面での懸念といったご意見ですとか、あるいは中には学校選択制については続けてほしいといったご意見、そういったものもございました。

それから、あとは義務教育学校に関するご意見が17件ほどございましたけれども、そういった義務教育学校の中身に関して幾つか、義務教育学校が小・中学校と比べてどのような形の学校なのかといったことが、なかなかご意見としては、やはり義務教育学校というのは特別なことをする学校なのではないかですとか、あるいは教育環境に単独のこれまでの学校といろいろ違いがあり過ぎるのではないかと、そういったご意見をいただいたところでございます。区としましては、やはり義務教育学校も小・中学校もそれぞれ小中一貫教育として取り組んでいる学校でございまして、教育要領等に基づいて、これは同じところを目指す9年間として、到達点を同じところを設定して取り組んでいる学校でございまして、そうしたところでの差というのは想定してございませんと、回答申し上げたところでございます。

それから、またさまざま、学校規模ですとか、その他、教育内容に関してのご意見なども幅広くいただいたものでございます。

それから、パブリックコメントのご意見について、答申にどう反映したかといったような部分でございます。大きくは2つございますが、1点目につきましては、義務教育学校についてです。義務教育学校に関して、やはり先ほど申し上げたとおり、新しい学校でございまして、そういったところの特徴ですとか、あるいは違い、そういったところが十分に伝わり切れていなかったといったようなところが読み取れました。また、そういったところで、審議会としましては、これはわかりやすく義務教育学校について丁寧に記載していこうといったことで、具体的には、答申の15ページから17ページにかけて、中間答申から大幅に記述を増やした形で、詳しく丁寧に説明を加えたところでございます。

それから、2点のうちもう1点目が、学校規模に関するご意見として反映させたものでございますが、これは極端な小規模状態が長期間継続するようなケース、こういったケースについては、検討機関を立ち上げて検討すべきといったことが、中間答申で出されてございました。審議会としては支援策も含めてあらゆる手だてを検討するということを目的とした検討機関といった位置づけで考えていたものでございましたけれども、パブリックコメントの中にそういったところがやはりなかなか伝わらなかったと見受けられるご意見がありました。これらについても、きちんとした、意図が伝わるような形で、審議会としては記述を丁寧にしていこうといったことで、こちらについても、20ページの真ん中ぐらいから反映されているところでございます。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。私からは1点だけなのですが、学校選択制についての概要版の6ペー

ジに東日本大震災を機に災害時などの安全に対する意識が高まりというところで、遠距離通学に対して不安を感じるという声がありますという記載がございます。その答えについて、隣接する近くの学校を選択できるということなのではございますけれども、以前、私も質問させていただいたのですが、まだおそらく緊急輸送道路を通らなければいけない生徒も、中原街道とか、そういったところについて審議会の中で議論が行われたのかどうかというのと、行われているのであれば、どのような形で回答が出たのか、教えていただきたいと思います。

○若生学校制度担当課長

選択制につきまして、災害時の懸念の中で、例えば、緊急輸送道路等に関して議論があったかということでございますが、やはり選択制の見直しについて議論していく中で、災害時に大きな幹線道路とかを横切っていくような状況というのはどうなのかといったことで、委員からご意見がございました。

そういったことも含めまして、やはり隣り合う学区域、ここについては、中には幹線道路が通っているようなところもあるかと思うのですけれども、なるべく通学路等の関係で、そういったところがクリアできるような形で学区域の設定ができればいいのですけれども、なかなかそういったところについては今後、制度を細かく考えていく中での検討になってくると思っておりますのでございます。

○松永委員

ありがとうございます。以前からもそうなのですけれども、例えば、学校に親が迎えに行けなくなってしまって、子どもがずっと何日かそのまま放置というのは失礼なのですけれども、顔も見ることができないという不安も出てくると思うので、その辺、やはり学区域を決めることはいいのですけれども、そういったところも含めて改めて考えていただければと思います。これは要望させていただきます。

○つる委員長

ほかによろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 平成30年度品川区立学校長・副校長、幼稚園長異動者名簿について

○つる委員長

次に、(3)平成30年度品川区立学校長・副校長、幼稚園長異動者名簿についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○熊谷指導課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、平成30年度品川区立学校長・副校長、幼稚園長の異動状況についてご説明申し上げます。

まず、校長の異動状況でございますけれども、小学校につきましては、7名が異動となっております。上から順に申し上げたいと思います。小学校の3番、三木小学校の白倉校長は、第四日野小学校からの転任です。新任とございますのは、副校長からの昇任ということでございます。前任の岸校長ですが、再任用1年ということで、退職をされたところでございます。4番の御殿山小学校、勝進校長は、立会小学校からの転任です。前任の藤井校長は、再任用期間が満了ということで、ご勇退となっております。6番の第一日野小学校、五関校長ですが、宮前小学校からの転任でございます。前任の橋本校長は、ご退職となっております。12番の山中小学校、高水校長ですが、葛飾区立奥戸小学校の副校長から昇任し、転任してまいりました。13番、立会小学校、田邊校長ですが、山中小学校からの転任でございます。23番、宮前小学校の齊藤校長ですが、清水台小学校の副校長からの昇任です。31番、小山台小

学校の矢部校長ですが、大田区教育委員会統括指導主事から昇任されて、転任してまいりました。前任の柳校長につきましては、大田区へ転出となっております。

以上、異動者7名のうち2名が区外からの転入、2名が区内での昇任でございます。なお、再任用につきましては、今年度、定年退職された5番の森嶋校長と、13番の田邊校長が新たに再任用校長として任用され、合計で5名となっております。

次に、中学校でございますが、3名が異動となっております。2番の大崎中学校、菊地校長は、日野学園副校長からの昇任です。8番、荏原第六中学校の伊藤校長は、目黒区立第一中学校からの転任です。前任の佐藤校長は、定年退職されております。9番、戸越台中学校、蜂屋校長は、大崎中学校からの転任です。前任の井上校長は、再任用期間が満了となっております。

なお、再任用につきましては、今年度退職された7番の加藤校長が新たに再任用校長として任用されたことにより、合計で3名となっております。

続いて、義務教育学校でございます。義務教育学校につきましては、今年度は、異動による入れかえはございません。6名の校長のうち4名が昨年度に引き続き、再任用されております。

続いて、右側の副校長でございますけれども、副校長の異動状況につきましては、細かい説明は割愛させていただきます。異動の人数だけ申し上げますと、小学校では9名、中学校では3名、義務教育学校では3名の副校長が異動となっております。再任用につきましては、昨年に引き続き小学校で1名、中学校で2名の副校長が任用されています。

特記事項としましては、10番の大井第一小学校に、大規模校支援の観点から、区固有教員の倉次副校長を配置している点がございます。

異動者15名のうち、5名が区外からの転任、4名が区内での昇任でございます。

最後に、一番下でございますが、幼稚園の園長の異動でございます。幼稚園では、4名の園長が異動になっております。

まず初めにご報告させていただきますのは、昨年度御殿山幼稚園の園長をお務めになった大澤園長が退職することとなり、園長が1名欠員のまま、平成30年度を迎えることになっております。他区から派遣を受ける方向で調整したところでございますけれども、残念ながら、欠員が発生した時点で、既に園長の補充要員がなく、小学校の校長に園長を兼任させていただくことで対応していただいております。

1番の城南幼稚園でございますが、今ご説明した兼任園長として、城南小学校の中嶋校長を充てております。中嶋校長は、平成24年度にも、城南幼稚園において兼任園長を経験しております。4番の御殿山幼稚園の渡邊園長は、台場幼稚園からの転任、7番の台場幼稚園の竹内園長は、八潮わかば幼稚園からの転任、9番の八潮わかば幼稚園の丸山園長は、城南幼稚園からの転任でございます。

なお、再任用園長は、台場幼稚園の竹内園長1名となっております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言を願います。

○こんの委員

参考までにお聞きいたします。先ほど特記事項で、大井第一小学校の副校長が2名になったということで、区固有教員がいよいよ管理職になられたというところで、私も入学式のときに行かせていただきましたので、ご挨拶をさせていただきました。ここは単独小学校で、大規模校なので、そういうふうに副校長をつけていただいたのか。副校長が2名になった理由をお聞かせください。

○熊谷指導課長

委員ご指摘のとおり、大規模校であるということで、今回、区固有教員である倉次副校長を配置しております。2名体制でどのような学校運営をしていけるのか、私どもも応援しながら、新たな試みになりますので、こうした2名体制の単独小学校での管理職配置、また引き続き検討してまいりたいと思っております。

○こんの委員

学校は本当に全体で850人ぐらいの児童がいらっしゃるので、副校長お一人だと大変だったと思います。そういったところから、厚く体制をとっていただいたのはすごくいいと思います。

これは区固有教員なので、これが可能だったのでしょうか。都の教員だと、これはやはり単独校なので1名体制ということなのか、その辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

○熊谷指導課長

今回は区の固有教員の管理職ということで、2名体制が可能となりました。都の副校長であっても、さらに1,000名規模の学校になってきますと、2名単位の副校長の配置ができるのですけれども、多くの場合には、その子どもの数に当てはまる学校がございませんので、区独自で今回は配置させていただきました。

○こんの委員

ありがとうございます。

○高橋（し）委員

今の件ですけれども、区の採用の方で、このような体制をしていただけるというのは、区のほうの判断で、大変すばらしいことだと思っております。800人までいかななくても、近い数字の学校も出てきていると思うので、あとは独自採用の先生方で、管理職試験に受かっている方、この方はおそらく一番早く受かりましたということをごちらで報告していただいた方だと思うのですけれども、ぜひそういう方が出てきて、ほかの学校でも区のほうの判断で2名体制をとっていただけるとありがたいと思います。

ただ、2名体制にすれば、全てうまくいくわけではなくて、メリットとデメリットがあって、お二人の関係をうまく、仕事などで分けたり、さまざまな形で、今お話のあったように、実験的というか、そういう部分があると思うので、ぜひいいほうに向かうように教育委員会としてもアドバイスをしていただければと思っていますというのが1つ、これは要望です。

そうすると、義務教育学校のほうは、管理職4人というのは、東京都の数字で決まってしまうのかと思うのですけれども、そちらのほうの手当てについて、特に小・中全部合わせて1,000人規模というところについて、区のほうでは管理職の先生がお一人というところの手当てについてはどうなのでしょうかとこのところが1つです。

それから、もう一つは、再任用の副校長で、副校長という立場ではなく配置をしていったり、高校などではあるのですけれども、そういった手だてで大規模学校に充てていくという方法もあると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○熊谷指導課長

義務教育学校につきましては、現在は校長1名に対し、副校長3名体制になっております。今後、固有教員の管理職、副校長が配置されたときには、また4名体制ということも考えることができるのではないかと思いますので、まずは副校長としての人材を育てていくということが、これからの目標になってくるのではないかと考えています。

それから、2点目ですけれども、再任用副校長ですけれども、副校長としてではなく、それ以外の立場でということもあるのですけれども、ご本人が副校長として再任用したいという場合、それから、私どもが再任用で副校長をお願いしたいという場合もありまして、お願いしているケースがほとんどなのですけれども、反対に、副校長ではなくて、新人育成教員として、学校のことも補助しながらやっていきたいという方もおりますので、そういった方も、本年度は残念ながらおりませんが、昨年度まで第一日野小学校に配置していたケースもございます。引き続きそれぞれの管理職の特性や、それから、希望にも合わせながら、また検討してまいりたいと思っています。

○高橋（し）委員

再任用の先生で、副校長経験者という形で、ベテランで、学校のことも非常によくおわかりになっていますけれども、一般の先生としてというか、あるいは今お話のあったように、アドバイザーみたいな形で配置していただけると、学校運営にかなり貢献していただけると思いますので、ご本人の意思もあると思いますが、そのあたりもよろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時51分休憩

○午後3時00分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

(4) 品川区立学校教育要領について

○つる委員長

次に、(4)品川区立学校教育要領についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○熊谷指導課長

それでは、品川区立学校教育要領の概要をご覧ください。本区では、平成17年7月に、品川区小中一貫教育要領を告示し、平成20年3月の学習指導要領改訂に合わせて、平成22年5月に改正を行っております。今回、平成29年3月の学習指導要領の改訂に伴い、品川区立学校教育要領を策定しましたので、ご報告したいと思います。

まず、品川区立学校教育要領の名称ですけれども、平成27年6月の学校教育法の一部改正に伴いまして、平成28年4月から小学校、中学校、義務教育学校の三校種体制になったことから、これまでの品川区小中一貫教育要領を品川区立学校教育要領と名称変更いたしました。

品川区立学校教育要領の策定でございますけれども、この資料の上段をご覧くださいとおわかりのように、品川教育ルネサンスの3つの柱の1つであります、真ん中に示しましたけれども、左側にある三校種体制での特色ある教育活動の展開と、それから、右側にある品川コミュニティ・スクールの推進、この2つと一体的に進めることで、よりよい品川教育を創成することができると考えております。その中で、この品川区立学校教育要領を策定したという経緯がございます。

まず、一番左側の三校種体制での特色ある教育活動の展開でございますけれども、今回策定した品川

区立学校教育要領では、三校種体制の中で地域の特性やこれまでの品川教育の方向性を踏まえた4つの重点を置いております。こちらにつきましては、学習指導要領にのっとして示したものでございますけれども、1番、知・徳・体をバランスよく兼ね備えること、2番、困難に負けず生き抜く力をもつこと、3番、地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献すること、4番、伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野を持つこと、これらにつきましては、教育基本法の教育の目標に基づくものでございますけれども、特に2、3、4につきましては、市民科、英語科、本区の教育の柱となる教科に基づく重点ということで、ここで示しております。

右側でございます。品川コミュニティ・スクールの推進でございますけれども、国が示した新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の重視ということが大きくうたわれております。本区におきましても、家庭や地域の協力を得ながら、教育課程の改善・実施を図り、児童・生徒の健やかな成長を目指すということで、品川区立学校教育要領の策定に当たりましても、コミュニティ・スクールの推進が欠かせない柱ということとしております。

まず、教育要領の策定の経緯なのですけれども、こちらにつきましては、平成28年度から品川教育検討委員会を立ち上げ、その下に各教科等検討部会を設置してまいりました。品川教育検討委員会でございますけれども、学識経験者、それから、PTA代表、そして、学校代表を交えて、親会を行ってまいりましたけれども、平成28年度は4回、平成29年度は3回実施してまいりました。また、各教科等検討部会ですけれども、全体で100名の教員が携わりました。教科によっては回数に差がありますけれども、平成28年12月から平成29年度にかけて、毎月1回、もしくは2カ月に1回程度、年間10回程度実施してきたところでございます。

各教科等の特徴というところでございますけれども、こちらにつきましては、恐れ入りますが、まだ印刷してきたばかりものでございますけれども、こちらをご覧いただきながら、少し説明させていただきたいと思っております。

では、国語を例にしてご説明したいと思っております。28ページをご覧いただければと思っております。まず、先ほど100名の教員がそれぞれの教科等で携わってきたと申し上げたのですけれども、これまでの課題ということで、まずは課題をしっかりと見とろうということで、小中一貫教育要領に基づく実践から見られた課題について、それぞれの部会で行ってきたところです。

その中で、例えば、ここに伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の課題ということ、2つ目の丸にありましたけれども、漢字につきましては、音読みは身につけているのですけれども、訓読みが定着していない傾向が、さまざまな学力調査等の結果から見受けられました。例えば、「試験」といったときには、「試」という字は書けるのですけれども、「こころみる」と読めない。「シみる」と読んでしまう。つまり、訓読みが定着していないという傾向があることがわかりました。また、学習した漢字を日常生活の中で適切に使いこなせていないのではないかとことも見受けられました。また、書写については、行書と楷書との違い、行書の特徴ということを理解することに課題が見られるということもありました。

また、ローマ字は読めるのだけれども、「ASATTE」というローマ字を書こうとすると、書けないというような、勉強はしているのだけれども、定着していないという課題があるのではないかといたところを、幾つかそれぞれここで、「話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと」についても確認をしてきたところです。

2番の課題を克服するための視点ということで、それぞれの分科会で検討してまいりました。例えば、

漢字の指導の改善・充実ということで、漢字ステージを使った学習を行ってきたのですけれども、漢字ステージを使うことで、非常に子どもたちの漢字に対する意欲ですとか、学ばなければ、また、勉強しなければという意欲が高まって、繰り返し繰り返しの学習を行ってきたのですけれども、まだ定着しないということがあるならば、やはり日常生活の中での学習が必要ではないかと。例えば、社会科や理科などの他教科、そういったところで習ったときに、一緒に学び直す機会が必要なのではないかとということが挙げられました。

また、辞書の活用ということで、辞書をしっかり利用する、また、今、文脈の中ではどういう語句が用いられているのか、そういったことも、授業だけではなくて、日常生活の中でも学びながら適切に意味をつかむ力を育てていきたいと思いますということをここで示しております。

さまざまそういったところで、教員から課題を克服するための視点があげられたものでございます。そして、3番の具体的な手だてです。これからどのような授業改善をしていく必要があるかということで、漢字の指導については、できるだけ知っている漢字を使おう、それから、発達段階を考慮しながら、国語辞典や漢和辞典の活用を図っていこうということで、自分から進んで学ぶような学習活動を取り入れていくことが必要なのではないかとというようなことも、具体的な手だてとしてあがってきています。

また、下から2つ目の丸なのですけれども、先ほど申し上げませんでしたでしたが、実は本区の子どもたちのみならず、東京都も全国の子どもたちもそうなのですが、さまざまなグラフや図表、それから文章などを読み比べて、そこから情報を得て、それを根拠にして考えるというような学習活動が苦手であるという結果も出ていますので、そうした部分を社会科や市民科、理科もそうですが、他教科と関連づけながら、正しい情報収集活用能力をつけていくという指導も必要なのではないかとということをあげています。

また、書写の指導についても、授業で学んだ俳句や短歌、小倉百人一首などを実際に毛筆で書くような活動を通して、楷書と行書の特色について学ぶようなことをやったらどうかということ、具体的な手だてとしてあげているところです。

31ページの目標なのですけれども、本区におきましては、9年間の一貫教育ということを重視していますので、ここで示す目標は、9年生、いわゆる15歳で卒業するまでにどんな力を育成するかということを示したものでございます。

続いて、32ページ、33ページ、ここで、見開きで1年生から9年生までにどんな目標が示されているのか、また、各学年の目標として、34ページ以降は内容ということで、同じく1年生から9年生までの内容が示されておりますけれども、これは実際に一貫教育要領ということで、ぱっと見たときに、先生方がどの学年の子どもたちを持ったとしても、一目でこの時期にこんなことを身につけているのだということがわかるように、また、前学年ではどこまで学んだのか、次の学年ではどこまで学ぶのかということがわかるように、見開きで示したものでございます。

ちなみになのですが、小学校と中学校の学習指導要領は、今、小学校の先生には小学校用、中学校には中学校用、義務教育学校もしかりなのですけれども、全教員に配られているのですが、非常に厚い冊子です。とすると、これを合わせたものとする、両方持っているのは非常に重いですし、読むのも大変です。そして、これはこちらでは文章で示しているのですけれども、この文章をコンパクトにまとめて、一目でわかるようにするにはどうしたらいいだろうかとということで、先生方とも検討しまして、見開きで表にすることで、2冊に入っている内容を全て網羅できているという仕組みにしております。

そのように表で示した後で、44ページから指導計画の作成と内容の取り扱い等がございまして、48ページに学年別漢字配当表がございすけれども、今回は、先ほどの課題を踏まえまして、漢字の学習、前倒しにすることで、繰り返しやっていくといった学習の仕方も非常に効果的ではあるのですけれども、反対に、その学年その学年に応じた漢字を学んでいく中で、ゆとりをもって繰り返し学習していくようなシステムがとれるのではないかということで、今回は学習指導要領に準じた学年別漢字配当表にしています。

ただしということなのですが、1年生の漢字が、学習指導要領では80字なのですが、81字となっています。それは、品川区の「品」という字を1年生で学ばせたい。1学年の一番右上に「口」という字がございす。1年生で「口」を習う。とするならば、「口」を3つつけて、品川区の「品」、そして、「川」という字も、1年生の3段目の左から6字目が「川」ということで、1年生で「品川」という字は読めるし書けるようにしていきたいという思いで、ここに3年生から「品」の字に関しては移行しています。こういったところが特徴的な部分となってくるかと思ひます。

国語につきましては、先ほどお話し申し上げたように、漢字ステージが非常に有効であったとは思ひますけれども、さらに、どんなにいいものであつても、10年たてば見直しということも必要ですので、言葉の特徴、文法ですとか、それから、古典等に関する事項、そういったことも含めながら、新たな言語教材をつくっていかうということで、動いているところでございす。今年度から取りかかっています。

同じように、社会ですけれども、社会の特徴としましては、下の緑色のところの四角がございすけれども、3年から6年用教材に地図の見方というところがあります。実は、課題として、2年連続なのですが、品川区の位置がわからないといった子どもたちが多くいました。ですので、やはり地図の見方をしっかり身につけさせましようということ、また、地域に愛着を持つというようなところにも活かせるようにということで、地図の見方を踏まえた独自教材、また、これは社会科の教員からの強い希望があつて、卒業論文を最後に作成させたいということで、そうした教材もつくっていかうことであげています。

算数／数学でございすけれども、こちらについては、また82ページをご覧いただければと思ひのですけれども、82ページの2年生のところ。加法及び減法という、(2)というところがありますが、その(イ)に、簡単な場合の4位数などの加法及び減法というところがあるのですけれども、学習指導要領は4位数を教えないのですが、日常生活でお金を使うときに、やはり1,000円は使うでしょうということで、教員から1,000円の位までを扱うために、これについてはしっかりここで学ばせる必要があるのではないかということで、あがつているものです。

また、83ページ、6年生のところに、(3)正の数・負の数がありますが、正負の数はなかなか定着しないということで、正の数・負の数は、7年生で教えるのですけれども、やはりじっくり教え、繰り返し学ばせるため、入れたという経緯がございす。

続いて、理科です。104ページをご覧いただければと思ひます。104ページの第3学年に、金属の種類と性質があると思ひのですけれども、こちらが磁石の性質と関連づけて学ぶことが必要なのではないかということで、実は3学年では、102ページにお戻りいただきますと、一番下に(4)磁石の性質とあるのですけれども、ここでは、磁石につくもの、つかないものということで、木や金属など、磁石で引きつけられるものはどれかということ、学習していくものでございすけれども、金属でも、つくものをつかないものがあるのだということ、実際に楽しく学びながら教えたほうが効率的であると

ということで、3学年の金属の種類と性質が104ページに入っているところでございます。

このように教員の実体験、実際の授業の中で気づいたことを取り入れられているところでもあります。

下のほうにあります体育でございますけれども、体育／保健体育にオリンピック・パラリンピックの意義や価値等の学習というのがございますけれども、こちらについては、フェアプレー、卓越、友情、敬意・尊重ということで、こちらについても、実際に保健体育の授業、また、小学校の体育の授業の中で、179ページにあります。具体的なスポーツの意義や価値等の理解につなげられるようにということで、これらのものを挙げております。また、195ページの体育理論の中でも、オリンピック・パラリンピックについて入れられているところでございます。

続いて、市民科でございますけれども、市民科については、国際理解、生命尊重、自然愛護などの教育課題を追加してございますけれども、今回、特に一貫プランを設定しています。この一貫プランですけれども、市民科の中に新たに一貫プランの時間を創設しまして、中学校区ごとに定める目指す児童・生徒像に向け、創意工夫した学習を行うことができるようにしております。こちらにつきましては、242ページに一貫プランということで示しているところでございます。こちらについては、各中学校区でどんな児童・生徒像を育成したいと考えるか、市民科学習と関連づけながらテーマを設定して、そして、それに向かって、それぞれの学校で定めるテーマに基づいて、発達段階等を加味しながら、子どもたちに育てたい資質・能力を踏まえてつくっているものでございます。

最後に、247ページになりますけれども、これも新たに入れたものですが、これまでは特別支援学級のもののみ入れておりましたけれども、特別支援教室が全校展開になったことを踏まえて、全ての教員がしっかり特別支援教育について理解した上で進めていくために、このページを設けたものでございます。

それから、右下になりますけれども、各教科の標準授業時数というところでございますけれども、学習指導要領が今回授業時数を増加させております。ですので、これ以上増やしてしまうと、実際の授業が非常に困難ということになりますので、この授業時数については、ほぼ学習指導要領に準じております。これまで品川区では、国の学習指導要領より多く標準授業数をとってきたのですが、今回はほぼ国の標準授業時数に合わせたということになっています。

ただ、1年生につきましては、保幼小連携を進めていまして、ジョイントカリキュラム等を行っておりますので、あえて34週とせず、35週で授業時数を計上しているため、学習指導要領よりは多い時数設定となっております。

また、平成26年度から既に新カリキュラムで英語の授業を行ってきていますので、現行の小中一貫教育要領と1・2年生に関しては、時数が変わらずという状況でございます。

最後になりますけれども、上の段、真ん中辺になりますでしょうか。品川区立学校教育要領施行のスケジュールということですが、こちらについては、国に準じています。平成30・31年度は、2年間の移行措置期間となっています。英語につきましては、5・6年生は年50時間で行っていく、そして、32年度は、1年生から6年生が全面実施、市民科につきましても、32年度から全面実施、33年度は7年生から9年生が全面実施となっています。こちらのスケジュールにつきましては、平成29年8月21日の文教委員会でもご説明したとおりで、そこからの変更は特にはございません。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

具体的な教科ごとの説明、非常に興味深く伺いました。現実の子どもの姿も、文章に反映しているという印象を持ちました。

それで、最後に説明された授業時数のところ、私もこれを見て、1年生が特にいろいろな教科で増えているという印象を持ったので、今の説明はよくわからなかったのですけれども、35週でつくっているのが学習指導要領より多くなっているという、そのことがごめんなさい、よくわからないのです。かみ砕いて教えていただきたい。それを聞いてから質問をしたいと思います。

○熊谷指導課長

こちらにつきましては、既に行ってきたところなのですが、本区では、保幼小連携で、ジョイントカリキュラムを行っていますので、全く何もせず小学校に入ってくるということではなくて、幼稚園児、また、保育園児の五、六歳から小学校1年生に向けてのつなぎのカリキュラムをつくっています。最初にまず机の前にしっかり座りましょうとか、そこからスタートしているのが、ほかの自治体の状況なのですが、それをしなくてもいいので、初めからスムーズな移行ができることから、35週、2年生以上と同じような週数となっているところでございます。ですので、今回特に増やしたということは全くなく、現行の小中一貫教育要領などと同様に、1年生、2年生については、品川区立学校教育要領でも時数をとっているところでございます。

そしてそもそも35週というのは、これは国で決められておまして、学習指導要領、本区の場合、品川区立学校教育要領ですけれども、これをきちんと子どもたちに学習内容を定着させるためには、35週必要であろうということと、それから、夏休み、冬休み、そういった長期の休業日等を除いたときに35週ということが年間の週数であろうということで、定められたものでございます。

○南委員

現実的に、一番最初から、授業が始まる初日から、まず座る、そして聞くということを保育園、幼稚園の時代に定着させているので、最初の授業から座って聞くことができます、その状況から始まりますということはわかったのですが、例えば、国語でいうと、315時間ですよね。これは、35週の中で割り振って、トータルで315時間という理解でいいのですよね。国の指導要領と比較すると、9コマ多くなっていますよね。そういう認識でいいのかどうかと、そうであるとしたならば、1年生は特にほとんど全ての教科が国の指導要領よりも多くなっている。特に英語が35時間、ばっちり1年生からついているということで、最初から座って、先生の話聞いて、何ていうのだろう、忘れてしまったのですが、そういうのをきちんと授業を受ける子どもになっているのでいいという、そのところはまだわからなくもないのだけれども、英語については最初からアルファベットを書いたりとか、英会話をするとかというのではないので、それはそれで理解するつもりなのですが、35時間というのが最初からという、結構、子どもの体力だとか、成長、発達の関係で、負担が大きいのではないかとすごく気になっているので、そこについてはどういうふうに考えているのか、伺いたいと思うのです。

2年生でも、英語と市民科が国よりも多い、あとのところはほとんど同じだし、3年生以降は全部同じだというふうに、表を見るとわかるのですが、とりわけ体力、あるいは聞くという精神的なところも含めて、体力というところで見ると、低学年、特に1年生の授業時数が多くなっているというのは、先ほども言ったように、簡単に言ってしまうと、負担が大きくなってしまって、耐えていけない、学校嫌いみたいな、そういう子どもをつくってしまうのではないかと私は心配するのです。それに

ついて、もちろん先生の力量もあって指導をされていくわけですが、そういう心配が出ないようにしてほしいと思うわけで、そことの関係でどういうふうに思っているかというのを一つ知りたいと思いました。

それから道徳教育は、以前の質疑のところ、市民科の中でやっていくと。道徳は点数もつけにくいものだし、市民科の中でやっていくということと、以前のは、体験活動を通していろいろと道徳教育みたいなものやっていますみたいな説明だったと思うのですが、そういう中で、市民科というのも、17時間多くて、2年生でも15コマ多いわけです。あとは同じなのですが、1年生、2年生という低学年のときに徹底してそういう授業を受けさせていくという考え方のもとなのかしらと、これを見て、私はそんなふうな印象を持ってしまったのですが、そこについてどうなのかをまず伺いたいと思います。

○熊谷指導課長

先ほど、年間35週が基準なのですが、35週を授業時数としているのですが、1週分が、1年生の国語では9時間なのです。そうすると、1週多いので、9時間分が上乘せされているということになります。同じように、1年生の算数は週に4時間なのです。ですので、35週で1週多いので、4時間上乘せになっているのですが、反対に、こちらに関しては、今回の品川区立学校教育要領を決めるときに、丁寧にやれるので時数をしっかりとってほしいという要望がそれぞれの分科会からも出てきたところであり、ですので、多いと負担というよりは、どちらかというと、ゆっくり丁寧にスタートすることができるのでということから、この時数となっているところでございます。

○大関教育総合支援センター長

市民科の中で道徳の内容を含んで指導していますというふうに、以前ご説明したとおり、そこに変わりはございません。現在も、1・2年生の段階から、しっかりと市民科の教科書を使って、例えば、「いかのおすし」ですとか、まもるっちの使い方、あるいは下校中や登校中に地震が起きたら、どんなふうに自分で自分の身を守るかという部分をしっかりと1年生のときから繰り返し学ぶのが市民科でございます。あるいは、セカンドステップで、自分の怒りや気持ちをどのようにコントロールするかというのを2年生でしっかりと学ぶなど、品川の特徴ある教育活動を市民科で行っていますので、これをしっかりとやっていくということで、国の総時間数よりは増えていますが、急に新たに増やすということではなくて、従来、この時間でやってございますので、なお、3年生以上につきましては、一貫プランという新たな時間を設けて、中学校区単位でどのような児童・生徒に育ててほしいのかという、地域ぐるみの子育てを実現するための特色ある内容も市民科の中でさらに続けられるように、教科書以外の時間に余裕を持たせて設定したのが市民科の時間となっております。

○南委員

教える先生の側からしっかりと時間を確保して、集中ではなくて、ゆっくり丁寧に教えていきたいと。そういうことはわかったのだけれども、子どもに対する負担はどうなのかというところが答弁がなかったと思うので、そこは聞いておきたいと。

それから、小学校1年生と2年生と、1日の授業時数というのは、最初のころは4時間授業ぐらいで始まっていくのだらうと思うのですが、大体なれたかと思われる2学期あたりから、大体1日の授業時数というのはどのくらいなのか。1年生と2年生でそれぞれ教えていただきたいと思います。

それと、分厚い資料を、木曜日も、いただいたのですが、全部目を通せなくて、先ほどの説明と、少しだけ私も目を通したところであれなのですが、学力テストの結果から見て、課題がこういう

ところにあるというのがそれぞれの教科で書いてあります。先ほどもご説明にあったのですけれども、それを見て、今の品川の子どもたちは、漢字の音読みはできるけれども、訓読みができないという特徴を捉えた指導が必要だと、当然そういうふうになってくると思うのですけれども、そういう特徴を捉えて指導していくのは当然だと思うのですが、そのところで、去年の秋だったと思うけれども、子どもたちの状況に関するアンケート結果が出たときに、なかなか家庭での学習時間が学年を追うごとに短くなってしまっているということが、品川の子どもに限らない現状だと思うのですけれども、そういう実態があると。

そういう中で、やはり先生たちが新しい教育要領の中で、子どものそういう特徴を捉えて指導を集中的にしていっていただくということは、非常に見守っていきたいと思っているのですけれども、そういう点で、先ほど漢字ステージを今までやっていたけれども、漢字ステージはあまり力を入れないでいくのか。それはよくわからなかったのだけれども、漢字については、1年生から、「品川」を覚えてもらうというのは、それはそれでまた別にいいのかなと思って聞いていたのですけれども、そういう中で、私は漢字ステージを今もずっと続けたいのかと思っていましたし、漢字ステージが非常に子どもにとって負担になるという話もずっと聞いていたので、それから離れて違う形でやるのかということも含めて教えてもらいたのですけれども、個人的な話になって、孫のことも見ていたりすると、やっぱりいっぱい漢字が出てきて大変だというのが、大田区なのですけれども、品川とは少し違いがあると思うのですが、低学年でいっぱい漢字を覚えなくてはいけないという状況があって、子どももすごく頑張っているけれども、負担があるのではないかと、見ているのです。

そういう点で、今までいろいろな地域の方から聞いたときに、漢字の負担が大きいと聞いていたので、そういうのが積もり積もって、音読みはできるけれども訓読みができないとか、そういうことにもつながってしまっているのかと。これを読んでいて、悪いことばかり取り出してしまって申しわけないので、そういう気がしたので、そういうところをどういうふうに穴埋めするかも含めて、今の子どもたちの現状と、それから、負担をどういうふうに区としては、教育委員会としては認識しているのか。そういうところの中でどういうふうに改善していこうと。改善はここに出ているのですけれども、そのあたりが非常に心配なところなので、伺いたいと思います。

あと、ごめんなさい、算数についても、算数が好きだと思っている子も減ってきているということがここに書いてあるし、そういう点で、習熟度学習などもしていますとおっしゃるのだけれども、やはり習熟度別学習というのは、一定の効果はもちろんあるのかもしれないけれども、子どもの心理的な負担というのがあってはないか。どうしてもそこは否めないのではないかと、思うのです。あのクラスはレベル的にはどうだあだというようなことが、子どもの間でも歴然とわかってしまう授業形態というのは、私は好ましくないのではないかと、思うので、習熟度別学習をやっているということがどれだけの効果が上がっているのか、もしデータがあれば紹介してほしいし、指導方法の工夫が必要だと特に書いてあるので、習熟度別学習、少人数指導ということを行っているけれども、そこについての区の教育委員会の認識、それを知りたいと思います。

同時に、私ども共産党は、最近言わなくなってきたけれども、習熟度別学習ではなくて少人数学習、4人ぐらいを1グループにして、できる子、できない子をうまく配置して、そして、みんなで学び合っていくというスタイルをとるべきだとずっと主張してきているのですけれども、それが取り入れられなくて、習熟度別少人数指導という言い方になってきているので、その辺についての、指導方法の工夫が必要となっているという、このあたりは、私はぜひ少人数教育についても検討していただく必要が

あるのではないかと思うので、そのあたりについても伺いたいと思います。多岐にわたってすみません。

○大関教育総合支援センター長

私から、まず、1年生、2年生の授業時数に関するお話と、習熟度別学習についてご説明いたします。

1年生も、実際には34週でなく、始業式、入学式から毎日学校へ来ておまして、今はすぐに給食なども食べ出している学校が多い認識でございます。そういった中で、子どもたちが生活している中で、きゅうきゅうに詰め込むというより、当然、最初のうちは本人の発達段階もありますから、4時間目まで学び給食を食べた後、午後は少し余裕を持って、学校のルールなどを学んだり、校内探検をしたりとか、そういった工夫をしながら進めています。そういった中で、だんだん5時間目の授業を行う部分が2年生になると増えているというような形で、2年生になると時間数が増えて、さらに3年生になるともっと増えていくというのが、小学校低学年の実態でございます。

それから、習熟度別学習につきましては、やはり子どもたちが学ぶときに、わかった、できた、これが一番学習にとって大切なモチベーションだと思います。やはりそのためには、単に人数を均等に割る以上に、もっと本人が單元ごとにレディネスを確認した上でクラス編成はしておりますので、1年間ずっと同じクラスではなくて、単元で変わります。そのときに、より発展的な課題を行うことで、さらに伸びる子どももいれば、しっかりと自分の今の課題をクリアするためということで、習熟度別学習は非常に効果があります。その結果として、品川区の子どもたちの学力も、23区の中でも、あるいは全国的にも高い実績が示せていると考えております。

また、習熟度別学習を行うということを前提に、東京都より教員の加配をいただいておりますので、それを単純に少人数にという形になりますと、今度はルール上、そういうことはできないというのが原則でございます。

○熊谷指導課長

週のコマ数のご質問でしたけれども、こちらについては、実際には、国からは28コマが標準時数の上限と言われております。ところが、28コマを設定して、そして、1015時間をとろうとすると、980時間が年間授業時数上限というふうになりますので、とてもとれない状況です。本区の場合は、これまで既に土曜授業等を活用して1015時間やってきましたので、今回何も変更する必要がなかったのですけれども、ほかの自治体では、今、長期休業日を短くするですとか、それから、土曜授業を急遽やらなければということで、対応に追われているところでございます。ただ、やはり29コマが上限であろうと思いますので、これ以上は設定しないということで、標準授業時数については、学習指導要領に準じております。

このコマ数なのですが、この表の下から2行目のところ、「週コマ数」というところがございまして、そのところに各学年のコマ数が書いてあるところでございます。こちらにつきましても、本区は、先ほど申し上げたとおり、今回の改訂に伴って増やしているということにはございません。現行どおりです。

それから、2点目の漢字ステージにつきまして、負担を感じている子どもがいるのではないかとということなのですが、私は国語の教員なので、漢字はやはり学ばなければいけないし、それから、しっかり身につけなければいけないものであると思っております。ただ、どう学ぶかというところで、やはり日常生活、それから、学校生活の中で繰り返しさまざまな場面で覚えていくということが重要だと思っております。漢字ステージのよさもありますが、漢字だけでいいのだろうかというご意見も、国語科の部会からも出まして、ほかにもやはり文法が身につけていないですとか、それから、語彙が身につけていない、語彙が少ないということもございまして、そういったことも含めて、漢字ステージにか

わる、そして、学校として必要な教材をつくっていかうと考えているところでございます。

○南委員

教育の中身に入るつもりは全然ないのですけれども、1つ確認したいのは、1年生は、当初は午前授業、給食を食べて、午後はルールを学ぶとなっているという話なのですけれども、現実的に何時間授業になっているのか、それを知りたい。2年生は5時間という説明があったのでわかったなのですけれども、改めて1年生の部分をお願いしたい。

それと、私は先ほども言ったように、習熟度別学習のところについては、ここの中に指導方法の工夫が必要となっていると。都の習熟度別学習のための教員加配というところがあるので、なかなかそれはできないという話なので、そういうルールになっているということは知らないから、そうですかと聞くしかないなのですけれども、指導方法の工夫が必要となっているという点で、習熟度別学習をどういうふうに教育委員会としては改善させていく。おっしゃるように、子どもが授業がわからなかったところがわかった、それは本当に大きな喜びだし、そういうことを体験して学んでいかうという意識が子どもの中に育っていくわけで、大事なところだと思うので、そういうふうにしていただくためにも、どういうふうに指導方法の改善が必要となっているのか、その辺を知りたいと思いました。

それと、漢字ステージだけではなくて、ほかのところもというのは、もちろんそうだと思いますし、具体的に教育活動をされていて、そういうところが必要だという認識のもとで、漢字だけではなく、国語の授業がしっかり改善され、組み立てられていくということであれば、それはそれで受けとめて伺っておきたいと思うのですけれども、やはり小学校1年生で81字を覚える。2年生でさらに増えますよね。そういう状況が負担につながらないように、前倒して時間をたっぷり取るというお話なのだろうと思うのですけれども、本当にそういうことで見守っていくしかないのかと思うのだけれども、その辺の心配が尽きないので、気になると思っております。よろしく申し上げます。

○大関教育総合支援センター長

1年生の授業時数の部分でございますが、少し補足もさせていただきます。先ほど私、具体的な例でお話ししたので、1年生が午後は全然学習がないような誤解を招いたかもしれませんが、月曜日から金曜日までの間で、5時間目も教科の学習を行っております。ただ、大抵、学校が水曜日の午後は教科ではない時間設定を1年生はしております。また、土曜日の授業も、3時間ないし4時間で行っておりますので、それを合わせると、ちょうど週当たり26時間と7ぶんの3時間という時間数となっております。

それから、指導方法の工夫は、先ほども申し上げました習熟度別に行う以外にも、さまざまな工夫があるかと思っております。本区では、全ての学校でICT機器の活用を行った上で、子どもたちにわかりやすい指導方法を各担任が工夫をしているところがございますし、さまざまな形で工夫はあろうかと思っております。

○熊谷指導課長

ただいまセンター長が説明したことに加え、まだまだ一方的な指導、講義調な指導を行っているところがございます。ですので、例えば、主体的・対話的で深い学びで、子どもたちが活動して、考えて、発表するような授業、そういった指導の形態等も行っているようなところがございます。そういったところで、個に応じた指導の充実というところで行ってはいけるものの、具体的な部分で、そうした授業の形態を工夫して、一方通行の授業ではなくて、しっかり子どもたちが参加できるような授業にしていくというところを改めて自戒したところが、これまでの課題で書いたところがございます。

それから、漢字でございますけれども、45ページをご覧くださいますと、45ページの真ん中

辺、2番の(1)のエのところですが、配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできるかと、また、振り仮名をつけるなど、児童の学習負担に配慮しつつ提示することができることを示しておりますので、そういったことも加味しながら、ただ、国語の授業だけではなく、さまざまな場面で使っていくということが重要だと考えております。

○南委員

それで、ここにも書いてあるのですが、既に実践はされていると思いますが、学校図書館だとか、地域の図書館だとか、そういうところに行って、調べ学習も含めてさまざまな取り組みの中で、講義型ではない参加型の授業ということで、また全然受けとめだとか印象も違ってくるので、本当に努力、工夫をしていただきたい。不登校もなくなるような、不登校と今言ったけれども、いろいろな状況があって不登校になっている子どももいらっしゃるわけですが、授業が楽しくないとか、そんな感じで行かない子どもがもしいるのだったら、そうではないよというところで、本当にみんなが生き生きと学校に通えるような環境をつくっていただきたいということをあえて申し上げておきたいと思います。

○高橋(し)委員

品川独自の教育要領というか、教育課程ということでご説明いただいたのですが、理科などでは特別に単元をつくって、品川独自のものということで、指導要領があるのにあえてそういった要領をつくられたということの意義というか意欲は非常に大切なことで、素晴らしいことだと私は思っていて、そんなのを幾つか特徴のところにあるように、指導要領にはないというか、少し扱いが変わった形で出てくるというのも非常に意欲的でいいと思いますが、違いを意識してつくられたのでしょうかというところが1つ。

それから、もう一つは、前文に、義務教育9年間を一貫して捉える視点は欠かせないと載っているように、9年間の目標および内容の一覧表をつくられており、わかりやすいのですが、その一方で、4・3・2の区切りについての視点というところで、全教科全てを4・3・2にはできないと思うので、その中でもこの教科のこの単元は4・3・2の視点がという、市民科と特別支援の部分では、それが出ているのです。音楽も少しあるのかな。そこのところが各教科になかったので、その点については、検討された中でどんな形で議論されてきたのでしょうかというところをお尋ねします。

それから、もう一つは、正の数・負の数ではありませんが、学年をおろして教える。特に中学校の内容を小学校で教えるときに、私も小学校で、正の数・負の数の意味の授業を見せていただいたのですが、先生の中には、ふだん教えていないものなので、なかなか教えられないというか、そういうところがあったので、その辺の指導というか、教材研究というか、そういった小学校の先生においてはやらないような内容が、おりてきた場合の対応というのは、どうなっているのでしょうか。

○熊谷指導課長

まず最初に、違いありきで考えたのかというご質問なのですが、まずは、学習指導要領をしっかり熟読しまして、それと、今の現行の小中一貫教育要領、それを比較する、それから、先ほど来お話ししました、これまでの課題は何だろうかということ踏まえながら考えてきました。ですので、まずは学習指導要領ありき、その中で、本区らしさですとか、それから、これを入れたらもっと効果的ではないかというような部分、また、小中一貫教育要領を踏まえて、これはよかったというところを残すような対応をとっております。

4・3・2のところなのですが、委員ご指摘のとおり、教科によって出ているところと出てな

いところがあったのですが、これについては、品川教育検討委員会でもさまざま議論はしたところなのですが、4・3・2で分ける、もしくは4・5で分けようとしたときに、なかなか難しい部分が出てきました。ですので、その場合は、あえて4・3・2に分けるのではなくて、9年間を通した系統的な学習という形をとっていきましょうということで、無理に4・3・2に分けるということは、今回しませんでした。

それから、正の数・負の数を例にご質問がございましたけれども、これについては、やはり教育会を中心に検証を行ったり、また、小・中、義務教育学校の先生方と、それぞれ担当の指導主事がおりますので、その中できちんと説明し、また、授業改善につなげられるように、今後ともしていきたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。

その中で1つだけ、4・3・2については、やはりある程度意識して進めていかれないと、先生方も児童・生徒も、その区切りがあるということがどうしても意識の中になくなってしまいますので、教科の特性等もありますけれども、折に触れて、扱うことをお願いしたいと思います。

あと2つ、1つは英語についてなのですが、品川独自のものをやろうとしていて、ある大学の先生のシステムをある程度入れたということをお聞きしているのですが、その先生のご指導がなかなか受けられない状況になってしまったと。そうすると、今後、区独自の英語教育というのをつくっていかねばいけない。ちょうどこうやって新しい教育要領もつくったのですから、その点について、英語の今後の大きな柱といいますか、そういったビジョンについて、英語教育ですね。今まで、ある方を中心に進めてきたということですが、そこが外れたとなると、どうしていくのかということが1つ。

それから、先生方への周知で、この教育要領、100人の先生が携わったということは大変いいのですが、小・中学校で1,200人ぐらいの先生がいらっしゃるので、1割にすぎないわけで、これ自体を先生方にどう周知していくかというところを、すみません、2点、お願いします。

○熊谷指導課長

英語につきましては、教育要領にも示しましたけれども、これまで行ってきたストーリーとリタラシーにつきましては、引き続き行っていきます。そこに教科書が入ってくるというところはあるのですが、非常に重要な部分でありますので、これはJTEの研修会等も含めて、お互いに指導、助言をしながら、また、先生方の研修を今年度も行っているところです。ですので、実際には、このカリキュラムについては引き続き行っていくということと、それから、ここに示したように、7年生、8年生、9年生につなげていくというところに課題も見られましたので、この教育要領をつくることで、6年から7年のつなぎをしっかりとっていくということを、英語については行っていきたいところでございます。いずれについても、教育会等で研修を行うとともに、私どもが主体の研修会でも進めていきたいと思っています。

また、100人の教員がつくってきたところでございますけれども、今後なのですけれども、こちらについては、これからもう一度精査しまして、印刷をかけて、全教員に配付をしていきたいと思っています。大体夏ぐらいを考えているのですけれども、それを踏まえながら、またそれぞれの教育会での研修等でしっかり周知をしていきたいと考えているところでございます。

そのときに、かかわった100人の教員が、また指導者として指導、助言ができるような、私どもも行いますけれども、一番つくってきた教員がわかっている部分ではありますので、そうした研修等も

行っていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。本来ならば、学習指導要領で済むと言ったらおかしいですけども、それを徹底するところなのですが、あえてこういった品川区独自の教育要領をつくっていくという意欲的な進め方というのは、大変に評価させていただきたいと思います。

ただ、これだけ、少ししつこいのですけれども、編さんの過程で中間報告なり、そういう形を示していただければ、そこで議論が深まって、よりよいものになったのではないかと思いますので、これは私の感想です。

○こんの委員

今、高橋しんじ委員の質問に関連するのですけれども、100人の教員の方の気づきを盛り込んだ独自の教育要領ができたというご説明の中で、100人の教員の方には異動があるので、全面実施になったときに、どれぐらいの先生が残っていらして、これをきちんと伝えられて、実行できるかというところは、どのようにお考えになっていますか。

○熊谷指導課長

今年度は、初任者が80名入ってまいりました。どちらかというと、今、若い教員がどんどん入ってくるような状況です。ですので、ちょうど今年入ってきた教員が、5年ないしは6年、本区で育てていくことになると思いますけれども、まず、そういった教員にしっかり身につけさせていくということと、それから、やはり繰り返し繰り返しにはなってしまうと思うのですけれども、どうしても毎年出入りがございますので、この教育要領につきましては、さまざまところでしっかり研修を行っていくことが重要ではないかということと、それから、管理職に対しましても、この趣旨ですとか意図、また、研究授業等についても、これをしっかり踏まえた上で行って、私どもも指導、助言できるようにしていきたいと思っております。

○こんの委員

質問の順番が逆になってしまったのですが、この100名の教員の方の中には、今、区固有教員が17名でしたか、20名でしたか、その方々は入っていらっしゃるのでしょうか。というのは、できれば、区固有教員は人事異動は品川区だけなので、100名の中に全員入っていらっしゃるぐらいがよかったのかと思うのですが、その点はいかがですか。

○熊谷指導課長

委員ご指摘のとおり、区固有教員も入っております。この中に入って、特に市民科につきましては、しっかりつなげていけるようにということもありますし、また、本区独自の英語科のみならず、ほかの教科においても、本区の固有教員が入っているところでございます。

○こんの委員

品川区独自の教育要領、本当に先ほどかいつまんで主なところをご説明いただきましたが、本当に先生たちの気づきの中で、このことは大事だということを盛り込んでいくというのは、非常に私は大事だろうと思います。国で定められたことを先生たちが一生懸命教えてくださるのはそうなのですが、それプラス、児童・生徒たちがつまずくところを、教員の先生たちがそこが必要だというふうに加えていく。よりいいものができるのだらうと思いますので、これが授業の中で、品川区に配置された全ての先生たちが、この教育要領をもとに授業が展開されるように、当然、されていくと思いますが、その点、お願いしたいと思います。

○のだて委員

まず、先ほどもご説明がありました、市民科の一貫プランが、わからなかったので、どういうものになるのか伺いたいと思います。

あと、概要で示された各教科等の特徴というところで、先ほど来ご説明もありますけれども、これは100名の教員の方からこうすると、さらに教育がよくなるということを出された意見ということでもいいのかという確認です。

○大関教育総合支援センター長

一貫プランについてのご質問でございます。3年生以上の学年につきまして、年間で35時間から45時間、一貫プランの時間に充てる時数を見込んでおります。これは平成32年度より全面実施となってまいります。中学校区単位で、どんな児童・生徒に育てていきたいのかという、育てたい児童・生徒像を、これまでも小中連携である程度近隣の学校と、連携校同士で相談しながら教育課程などを組んでおりましたが、それをもっと具体的に地域の声も聞きながら、品川コミュニティ・スクールも全校で実施となりますので、この地域では地域ぐるみでどういう子どもたちに育てたいのか、そのために、国語や数学、あるいは理科などといった教科学習とは別に、やはり特徴的な市民科の中で、教科書単元だけではなくて、もっとつきたい資質・能力のうち、ここの部分のここを特にこの学区では強化してやっていくという時間を学校独自に考えていただける時数を年間で35時間から45時間、3年生以上は設けましょうというのが、一貫プランでございます。

したがって、教育要領にも示してございますが、これとこれをやりなさいではなくて、ある程度方向性の縛りは設けてございますが、中学校独自で児童・生徒像に沿って、この能力が特に大切だから、それを身につけさせるための市民科の学習の単元を独自で設定したいという時間を可能とするのが、一貫プランでございます。

○熊谷指導課長

この分科会には100名の教員が入っているのですけれども、それは、各教育会の部会の代表者として出ていますので、必ずそのやりとりは教育会の部会に持ち帰って、どうだろうかということ聞いています。ですので、委員自体は100名なのですけれども、実際は、もっと全て教育会に入っている教員の意見が取り入れられて、集約されたというものであります。

また、これからそうはいつでも、先ほどもご質問があったように、教員の入れかわりもございまして、このA3の資料にも示したのですけれども、さまざま指導者用手引きですとか、それから教材等も今年度から作成していきながら、教員が授業をしやすいような状況をつくっていくことを検討しております。

○のだて委員

そうすると、一貫プランのほうなのですけれども、例えば、その中学校では理科の力をつけたいと思ったら、一貫プランのところ理科の授業をやるというか、そういった考え方になるのかということをお聞きしたいと思います。通常の単元というか、授業のほかに、そこで力を入れていただくことができるということよろしいのかということを確認させていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

理科を学ばせたいので理科をやるという考え方はございません。あくまでも市民科として育てたい資質・能力という縛りをかけてございます。

○熊谷指導課長

補足なのですけれども、市民科の234ページ、235ページに、市民科でつける5つの領域・15の能力というのがございますけれども、240ページにありますように、第1の目標に掲げる資質と能力を育成するために一貫プランを行っていくということになりますので、234ページ、235ページに示しているこうした資質と能力を育てるために行うのが、一貫プランということになります。

また、例示だけを示してしまいますと、活動だけが広がって、目的や目標が不明瞭になってしまうという課題もございますので、まずはしっかりこうした実践を、研究校等を使いながら行っていきたいと考えているところです。

○のだて委員

先ほど1年生とかの授業数が多いという話もありましたけれども、そういった中で、私個人の考えとして、小学校低学年から英語をやっていく必要はないと思っているのですけれども、そういったところで、今回、小学校の卒業式に参加したときに、結構国語が苦手だという子どもたちが多かったという印象を受けたのですが、国語の力が弱まっているのは、英語を早期からやってきていることと関連性があるのではないかと考えているのですけれども、その辺は教育委員会としてはどう考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○熊谷指導課長

私は国語科の教員ですけれども、やはりグローバル社会の中で、今、国がやはり外国語活動を3・4年に、5・6年からの外国語教育ということで行っているところです。1・2年生から英語科をやっているから国語の力がつかないのかというのは、安直には結びつかないのかと思っています。国語の学習指導要領、本区の教育要領にもあるのですけれども、この中で、やはり外国語と国語の違いですとか、そういったこともしっかり見とっていくということも、大事な国語の授業ということになっていきますので、そういったことも含めて、本区では1年生から英語科を、今までと同様、これからも続けていきたいと考えているところでございます。

○渡部委員

1時間少し説明もしっかり丁寧にいただいて、さまざまな議論がなされ、高橋しんじ委員が言っていたとおり、本当にこれを品川区の先生方が独自に、区の子どもたちのためにこれだけのものをまとめてきていただいているということは、品川区の宝であり、財産であると思います。今後、これが施行されて、始まって、これを道しるべとして子どもたちは成長していくのだというものを今日議論していることのすごさを感じず。

端的に伺いたいのですが、10年前、小中一貫教育要領があって、今回これが出てきた。国が示して、それに基づいた研究を続けていただいて、1年後に品川区の指導要領をつくられた中で、もし区民の方々が、なぜ2つあるのだと考えたときに、品川区は国より、ここがすごいという言い方は変かもしれないのですけれども、ポイントはここなのだ、いわゆる市民科の部分も当然そうだと思うのですが、市民科でいえば、10年前とどういふふうに今度変わってきたのだ、英語教育について国が言っている中で、品川区では1年生、2年生からやっているというところもそうなのだけれども、国がやろうとしていることに対してといいましょうか、品川区はよりこうなのだ、だから品川区はこういう子どもにしたいのだというものを一言であらわしていただけるとなると、抽象的で申しわけないのですけれども、ぜひ伺いたいと思うのですが、あれば教えてください。

○熊谷指導課長

まず、国が品川に追いついたというところだと思いますが、初等中等教育を通じた資質・能力の育成

ということを国が打ち出しました。つまり、1年生から、高校段階までを通じて同じ資質・能力の育成を行う学習指導要領になっています。ということは、やはり本区がやってきたことが、これは正しかった、この方向性は間違っていなかったということだと思っています。それが一番今回の意義であり、それから、あとはやはり品川の子どものことをしっかり見て、それを踏まえた上で品川区立学校教育要領をつくっているということが、品川区らしさになっているのではないかとと思っています。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 大崎図書館の移転開設について

○つる委員長

次に、(5)大崎図書館の移転開設についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

では、私からは、大崎図書館の移転開設について、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。平成30年6月1日移転開館予定の大崎図書館について、以下のとおりご報告いたします。

概要につきまして、住所は北品川5丁目2番1号、区立御殿山小学校西側敷地でございます。施設名称は、品川リハビリテーションパーク・品川区立大崎図書館、施設面積は1,529平米、施設概要としましては、地上8階地下1階の中の2階部分が図書館になります。合築としまして、介護老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問看護ステーション、訪問リハビリの施設との合築でございます。

主な設備としましては、一般と児童の書架、おはなしのへや、新聞・雑誌コーナー、特集コーナー、また、多目的室と授乳室とを備えてございます。

図書館のレイアウトについては、裏面に今現在の概要をつけてございますので、ご参照ください。

開館時間は、月曜日から土曜日までは9時から20時まで、日曜日と祝日につきましては9時から19時までを予定しております。12月については、29日、30日の年末開館を予定しておりますが、今回につきましては、システムリプレースの関係で、これを実施するかどうかはまだ未定でございます。

休館日は、第2木曜日と特別整理期間、年末年始は12月31日から1月3日を予定しております。

所蔵の資料については、11万点を予定してございまして、内訳はこちらに記載のとおりです。

今後のスケジュールにつきましては、まず、30年3月31日をもちまして、旧大崎図書館が閉館いたしましたので、4月1日より開館準備のために、今、資料や備品等の移動をさせていただきます。これから設備を整えまして、5月18日にオープニングセレモニーと内覧会を予定しております。

開館につきましては、6月1日でございます。また、6月後半につきまして、開館記念講演を予定しております。

また、平成31年1月25日に大崎図書館分館を芳水小学校地下1階部分に開設予定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

新しくできるこちらの広さ、施設面積1,529平米というのは、全体の平米数なのか、2階部分の図書館部分がどれくらいの広さなのか、裏面にも出ていないですよ。そこを教えていただきたいのと、それから、蔵書数がいろいろ内訳も含めて紹介されていますけれども、これは今ある大崎図書館との関係で、増えているのか減っているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○横山品川図書館長

ご指摘のとおり、施設面積1,529平米は、2階部分の面積でございます。こちらにつきましては、今までありました大崎図書館の面積が1,325平米ですので、若干広くなる予定です。

また、蔵書数につきましては、今までの図書館が一般と児童合わせて13万冊ありましたので、こちらについては、単体で見ると少ないですが、芳水小学校にできます分館と合わせますと、全体で15万冊になる予定ですので、最終的には増加する予定でございます。

○のだて委員

そうすると、今の大崎図書館の解体スケジュールはどういうふうになっていくのか、伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

こちらにつきましては、6月1日の開館に合わせて、図書、そのほかの運び出しを行いまして、5月末で経理部門のほうに所管を移管させていただきます。その後のスケジュールにつきましては、今は確定しておりませんので、今後、確定してから解体ほかに進む予定でございます。

○南委員

たしか大崎図書館には産業関係の蔵書が随分あって、SHIPにそれを入れるというふうに以前聞いたのですが、どうも実態がそうではないみたいと思うので、改めて図書の関係がどうなっているか、それを伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

以前にご回答させていただいた部分につきましては、産業支援交流施設、SHIPに、大崎図書館で行っていた講座であるとか、相談機能を移すというご説明をさせていただいていたと思います。蔵書につきましては、一般の書籍と同じように、今、大崎図書館のほうに運んでございますので、そちらで一般のものと一緒に、もしくは別か、まだ未定なのですが、そちらのほうで整理、検討いたしまして、展示する予定でございます。

○南委員

そうなりますと、所蔵資料の括弧書きに、一般図書、児童資料、閉架書庫があり、閉架書庫というのはよくわからないのですが、産業関係の図書、現在の大崎図書館に所蔵されている図書というのは、どこに入るのですか。どのくらいの冊数であるのか、この際、改めて教えていただきたいです。

○横山品川図書館長

こちらにつきましては、大崎図書館に全て運ぶ予定でございます。ただ、古いものが多いので、こちらでご案内しております閉架書庫のほうに運ばれるものが多いとは思いますが、今、一つ一つ仕分けをしてございますので、その際に、今の面積だと、全部がおさまる冊数でない状態になっております。というのが、3月以降に一部制限開館をしている関係で、今まで貸し出しで区民の方のお手元にあったものが全部戻ってきている状態なので、書架に全部入らない冊数になっております。それなので、これを機会に除籍をするであるとか、整理をしながら入れているので、最終的に産業部門のほうは何冊にな

るかというのは、そのときにまた確定させていただくとともに、新しい書籍を選んで入れていくような予定になっております。

○南委員

それが大崎図書館の特徴の一つであったと思っておりますので、古いものについては、入れかえも含めて、できるだけ今までの機能が果たせるようにぜひしていただきたいと思っております。

それから、閉架書庫というのを説明してください。

○横山品川図書館長

こちら、閉架・開架の閉架ですので、お手元で見ながら本を選ぶのではなく、倉庫のほうに本を並べておりまして、ただ、書籍検索をすると、その書籍の名前は出てきますので、ご利用いただくご希望があれば、そちらから出してきて、お貸し出しをするような形の書庫でございます。

○南委員

わかりました。ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 品川区子ども・若者計画策定について

○つる委員長

次に、(6)品川区子ども・若者計画策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高山子ども育成課長

それでは、私からは、品川区子ども・若者計画策定について、ご報告申し上げます。本日の資料は、A4の資料が1枚と計画の冊子となります。

本件は、昨年8月21日の文教委員会におきまして、計画の素案についてご報告を申し上げておりますので、本日はその後の計画策定に至るまでの経緯を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、A4判の資料をご覧ください。項目の1、計画の策定でございます。区では、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう、「品川区子ども・若者計画」を策定するものでございます。

項目の2でございます。計画の位置づけでございますが、こちらが、子ども・若者育成支援推進法に基づきます市区町村計画であること、そしてまた、品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画の要素を含むものでございます。

そして、項目の3、策定経過でございます。平成29年2月に開催されました平成28年度第2回青少年問題協議会におきまして、品川区長より、品川区青少年問題協議会に対しまして、計画の策定について諮問がされました。あわせて、この計画の策定に当たって、検討する組織として、青少年問題協議会の内部に専門委員会が設置され、委員長には、子ども・子育て会議の会長でいらっしゃいます、淑徳大学の河津教授をお願いをしたところでございます。その後といたしましては、専門委員会のほうが5月に1回、6月に2回目ということで、その後、計画の素案の提示を挟みまして、12月に第3回目の会議を開催させていただきました。

昨年の文教委員会におきまして、この計画の中身、構成につきましては、詳細なご説明をさせていた

いただきましたので、本日は計画の概要部分のみ、振り返りのほうを若干させていただきます。

それでは、冊子のほうをお手元にご用意いただきまして、9ページ目をお開きいただきますと、9ページ目には、計画のイメージというところで、A3横型の折り込みを、全体像を示すものを挿入させていただいております。基本理念といたしましては、こちらの一番上の黄色で囲ませていただきました、「子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”」、これを基本的な理念といたしまして、その下に基本方針1、2、3ということで、それぞれ記載をさせていただいているものでございまして、右端のほうには、「社会的自立と共生の実現」という赤文字で書かれました、こちらを目指すような一貫した計画であるということを示させていただいております。

そして、素案からの変更点といたしましては、この計画冊子の前のほうにお戻りいただきますと、目次と書かれましたページがございまして、区長の言葉の次のページに目次のほうを示させていただいておりますが、こちらのほうの第3章と書かれましたところに、それぞれ先ほどお示しました基本方針に沿うような形で、17のコラムを新たに追加させていただいております。こちらのコラムの執筆に当たりましては、品川区内の関係機関をはじめといたしまして、品川児童相談所でありまして、公共職業安定所、そして、警視庁大森少年センターの方々のご協力のもと、この計画書が読み物としても手にとって読みやすいような内容となるよう、特に重要と思われる施策についてピックアップして、掲載させていただいております。

また、もう一枚おめくりいただきますと、第4章以下の目次が続いておりますが、第4章の次には、寄稿という形で、品川区子ども・若者計画の策定の委員長をお務めいただきました河津会長のほうに、寄稿文のほうをお書きいただいております。

また、その後は、資料編といたしまして、子ども・若者を取り巻く状況を示した統計データのほか、昨年5月の文教委員会でもご報告させていただきました、品川区ライフスタイルに関するアンケート調査結果のほうも掲載させていただいております。

それでは、お手元のA4判の資料のほうにお戻りいただきまして、項目の4です。パブリックコメントの実施でございます。パブリックコメントを昨年9月に実施しました結果、8人、33件のご意見をお寄せいただきました。寄せられたご意見をもとにいたしまして、計画に反映させていただきまして、課題は大きく3点ほどございまして、いずれも第3章の子ども・若者支援施策の具体的な展開の中で、関係する部分について反映をさせていただいております。

そして、最後となりますが、本計画の計画期間は、平成30年度を初年度といたします平成34年度までの5カ年度の計画となります。今後は、本計画に基づきまして、区と家庭、地域とともに、全ての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう、一層の支援策を進めてまいります。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

まず、パブリックコメントなのですけれども、応募者数8人、33件ということで、主な意見をご説明いただければと思います。

あと、この計画は子ども・若者育成支援推進法に基づいてつくられたということで、この法の第1章の目的には、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」とありまして、支援を推進

するという事になっているのですけれども、この計画については、その理念は反映されているのかということ伺いたしたいと思います。

○高山子ども育成課長

2点、ご質問をいただきましたかと思えます。

パブリックコメントの主な意見としまして、若干ご紹介させていただきますと、例えば、ワンストップの相談窓口を設けてはどうか、あるいは、当事者のみならず保護者の相談にも乗る、このような体制はいかがかというご意見をいただきました。また、そのほかにも、策定に当たって、直接・間接的に当事者の意見を聞いてはいかがかというようなことも、ご意見の中でいただきました。

前段のほうの相談窓口に関する区の考え方といたしましては、そうしたワンストップの窓口の設置に向けて努力をしていくということ、そして、2点目の、直接・間接の当事者の意見聴取という点に関しましては、今般、計画策定に際しまして、ライフスタイルに関するアンケートなどをとりまして、ご意見をいただいたほか、意見聴取をしたほか、今後も子ども・若者の意見を直接に伺う機会を設けていくということを計画の中にもうたっておりますので、そのようなものについては、今後、計画を推進していく中で、努力してまいります。

そして、2点目の子ども・若者育成支援推進法の第1条の基本理念というところに関しましては、当然のことながら、この法律に基づく計画でございますので、東京都の子供・若者計画にいたしましても、品川区が定めます子ども・若者計画につきましても、こうした法の趣旨に沿う形での策定というものに変わりはございません。

○のだて委員

法の理念のところなのですけれども、これにのっかってやっていくのに変わりはないということでしたので、それはよかったと思うのですが、この計画の中に、憲法や条約理念にのっかってということを書いたほうがよかったのかなと、改めてこの法律などを読んで思ったのですけれども、なぜ書かなかったのかということ伺いたしたいと思います。

また、この計画は、現段階で今、品川区がやっている施策をまとめたものというような私は認識なのですけれども、ですから、これからさらに足りないところは充実していかなければならないと思うのですが、76ページのまとめの部分というのですか、推進体制等の整備のところ、課題を見える化しましたと書いてあるのですが、その課題について、区の認識を伺いたしたいと思います。

○高山子ども育成課長

2点、ご質問をいただきました。

1点目の、計画に法の理念を書くべきではというご指摘につきましては、もちろんそのような考え方もあろうかと思いますが、市区町村計画という形で改めて住民に最も身近な自治体が定める計画ですので、そうした上位である推進法の内容、理念は、当然備えているという前提の中で、あえてそういったものが計画の中に言葉として盛り込まれていなくても、それを前提とするものであるということについては、何ら変わるものではございません。

そして、2点目の、課題の認識ということですが、この中にも、全てのことを計画の中に盛り込んでいるわけではないということ言えば、例えば、この中で言いますと、総合相談の窓口、相談体制を設けるでありますとか、子ども・若者の直接の意見を聴取する機会を設ける、あるいは継続的な調査、研究を続けていくといったこと、そしてまた、この計画を単につくって終わりにするのではなくて、この計画の進捗については、青少年問題協議会の場をおかりするなどして、進行についても着実に

確認しながら、年々、計画の進捗について確認していく、そのようなことがやはり課題ではないかと考えております。

○のだて委員

理念についてはわかりました。

それと、課題のところ、総合窓口ですとか、当事者の意見を聞いていくということがありましたけれども、そういったところを今、これから検討していくのかもしれないですが、現時点でそういった当事者の声をさらに聞いていくというところでは、どういった方向性を考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

また、総合窓口について、今回の予算で、子ども・若者のための相談拠点づくりに予算がついたと思うのですが、そういったところが総合窓口になってくるという考え方なのか、また別に総合窓口をつくるという考えなのか、その辺を伺いたいと思います。

私もこの資料を見る中で、資料編の82ページにある品川区の30歳未満人口の推移と割合を見ますと、青年期の18歳から29歳の人口が載っている、平成18年から平成29年に進むにつれてどんどん人口が減っていくというところでは、なかなか青年の状況も大変になっているというところもあると思いますけれども、やはりそういった中でも、品川区の家賃が高いということで、住み続けることができないというのがあるのかと。東京都の調査でも、ネットカフェ難民が4,000人いるという調査も出ておりますので、そういった課題も見えてきているのかという気もいたしますし、92ページの品川区の自殺者数の推移というところで、下の表ですけれども、未成年の方々が、平成24年から27年で毎年いらっしゃるというところで、合計9名にもなっているという、こういった問題はやはり品川の問題なのかと思います。

そういったところを、さまざまある一定調査もされて、こういった課題が少しずつ見えてきているのかと思うのですが、こういった中で、やはりこういった調査を活かして、支援をしていただきたいと思います。区が責任を持ってやっていっていただくということが大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長

大きく3点のご質問かと捉えております。

まず、1点目の、当事者の意見の捉え方という点でございます。この5年の間には、例えば、この計画策定に当たりまして、調査書を用いましたライフスタイルのアンケート、こちらを例えば、経年で比較するなどというのも、直接・間接に意見を聞く場となるのではないかと考えております。

また、手法はさまざまあるかと思いますが、この部分につきましては、とりわけ委員長の思いというところも、専門委員会の委員長のご意見などもありましたので、こういったものは、今後も、創設されます専門委員会の委員のご意見なども伺いながら、直接のご意見を伺う場のあり方については、検討していきたいと考えております。

そして、2点目の居場所の定義といいますか、総合相談と同じものかというお尋ねに関しましては、現在、平成30年度予算の中でお認めいただきました事業につきましては、当然ながら、究極的には、総合的な相談を受ける場としての場所であるということ、そして、そうした居場所としての位置づけ、そして、もちろん保護者も含めて支援する中で、最終的には訪問支援などもできればということを考えておりますが、まずは第一段階としましては、そういったさまざまな、不登校でありますとか、あるいはニートの問題、それから、今後の問題となると思いますが、LGBTなど多岐にわたる子ども・若者

のさまざまな相談に、まず一元的な受けとめをしていく、そんな場所としての機能と居場所としての機能、これを両方実現していきたいというふうに考えております。

それから、最後、さまざまな統計資料を活かした課題の認識と、今後の施策への展開というご質問に關しましては、今般、資料編としてつけさせていただきましたものは、各区の中の所管で実施しているそれぞれの施策の取り組みの中で、独自に調査したものなども入っています。子ども・若者計画は、子ども未来部だけで施策として実現していくものではありませんので、各所管において、各所管の専門性を活かしながら、今後、課題解決に向けていくといった意味もございますので、まずは子ども・若者計画をこのような形で策定いたしましたので、まず、計画の方向性、理念を全体的に共有する、そして、それぞれが持つ強みを今後の課題解決に活かしていく、そのように考えているところでございます。

○のだて委員

いろいろこれを活かしてやっていっていただきたいと思うのですが、102ページのひきこもり調査に関する国や東京都との比較で、親和群の出現率というのが、東京都や内閣府、ひきこもり群とひきこもり親和群を足した結果を見ると、品川の出現率が高くなっているということが出ているのですけれども、その原因をどのように捉えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それと、先ほどからパブリックコメントの中でもあったというお話ですけれども、若者相談の総合窓口というところをつくっていったりですとか、しっかりと意見を反映しながら進めていっていただきたいと思うのですが、そういった支援を行う人材も、やはり品川区が養成をしていくということも必要になっていくのかと思うのですが、そういったところはどうか考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長

大きく2点のご質問かと思えます。

102ページにお示ししております、品川区と全国区、内閣府の調査、そして、東京都の調査と、単純な比較で申しますと、委員ご指摘のような、品川区が高くて、全国が低いような捉え方があるかと思いますが、何点か相違点がございまして、1つは、この調査をした時期が異なっているということが1つございます。そして、残念なことに、この調査をするに当たっての回収数というのが、手法が違ったということもございまして、品川区においては、22.5%の回収率でございましたので、そうした意味では、この辺のところはもう少し回収率が出れば、また違った結果も出ていたかもという思いではあります。

また、対象年齢につきましても、若干、他の調査と異なっている部分がありますので、単純にこの数字で一喜一憂することなく、まず、品川区としては、こうした調査をしたのは初めてだということでございます。そして、調査の回答から見えてくる、そうした見えない部分のひきこもりの状況なども、こうしたものからまず第1段階として把握することができたということが大きな収穫だったと考えておりますので、相違については、そのようなさまざまな前提が違うというところもあろうかと思えます。

そして、2点目の、総合相談における人材の育成という点につきましては、今般、予算のほうでお認めいただきました相談の窓口、居場所づくりにつきましては、区内で活動されていますNPO法人のほうに、連合体と委託の形で運営をお願いするというのも考えておりまして、それぞれの団体の持ちます強みがございまして、それらを発揮していただく中で、相乗効果として、相談に幅広い厚みを持たせていただければと考えておりますので、区においては、そのような相談を受ける受託者側と緊密な連携をとりながら、区の適切な支援策メニュー、支援施策等を結びつけていければと考えております。

○のだて委員

人材養成については、各団体の力をかりながらということがありましたけれども、やはり区の事業を担っていただくというところでは、そういった人材の育成についても、区がある程度イニシアティブを発揮していくということも必要だと思いますので、そういったこともぜひ検討していただきたいと思います。

全体として、全ての子ども・若者を支援する計画がつけられたということにはうれしく思っておりますので、それをやはりさらに充実させていく、こういったことが必要だと思いますので、最後のまとめの推進のところにもいろいろ書かれておりますけれども、そういったところですか、パブリックコメントに寄せられた意見をしっかりと反映していただいて、総合的な支援がさらに充実するようにしていただきたいと思います。

○南委員

1点だけ確認したいと思います。この法律が施行されたのが2010年、品川区が子ども・若者計画をつくったのが2018年、かなり時期に開きがある理由というのは、ちらっと委員長のところを読んだら、いろいろ次世代育成だとか、そういう対応があつてのことだという印象を持ったのですけれども、どうなのかを教えてください。

○高山子ども育成課長

1点の質問かと存じますが、策定の時期的な隔たりといたしますか、ずれという点で申しますと、委員ご指摘のとおり、平成21年に子ども・若者育成支援推進法ができて、平成22年に施行された。その後、まず、それぞれの都道府県レベルで子ども・若者計画の策定が順次進んでいったところがございますが、東京都におきましては、平成27年8月に策定いたしました。これを待ってということでもないのですが、やはりそうした広域的な施策の計画なども視野に入れて市区町村計画はつくられていくべきだろうという判断のもと、平成27年の東京都計画に遅れること2年でこの計画をつくったということで、23区の傾向で見ますと、この種の子どもの若者計画をつくっている区は、まだ四、五区ほどとなっておりますので、そういう意味では、決して他区と比較して遅い策定期間であるということはないかと考えております。

○南委員

東京都との関係も含めて、そういうことなのかとわかったのですけれども、まちの中に苦勞を抱えながらいる子ども・若者は大勢いるので、できるだけ速やかな体制を構築してきたわけですが、実際、対応に本当に足を踏み出していただいて、救うという表現をしたら正確ではないかもしれませんが、きちんとした対応が早くしっかりとれるようお願いしたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 在学応援資金の概要について

○つる委員長

次に、(7)在学応援資金の概要についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○廣田子ども家庭支援課長

私のほうでは、在学応援資金の概要について、A4、1枚を用意してございます。2月の文教委員会におきまして、条例の審査をいただいておりますので、条例内容については前回ご説明済みではございますが、5月より申し込み要領の配付を開始し、申し込みは6月から開始いたしますので、規則、要綱等で定めるものについて、簡単に説明させていただきます。

貸し付けの目的については、前回説明したとおり、健やかな成長と社会的自立を図るところでございます。

貸付対象および申込み要件についてですが、2番の(1)については、今までも行っておりました授業料等の修学のための費用というところで、変わりはありません。

(2)につきましては、前回は説明させていただきましたように、修学に付随する費用というところで、選択授業であるとか、課外授業、部活動等の費用についても貸すように拡大をしたものでございます。そちらのほうに、就学支援金等給付される資金を充ててもなお支払いに困難というふうにお示しさせていただいたのですが、貸付の範囲は広げますけれども、無用な貸し付けをすることがないように、低所得者であるとか、ある条件の方には、給付であるとか、さまざまな制度がございますので、そちらをご紹介して、そちらの給付を受けてもなお不足するものについて、貸し付けするというものでございます。

(3)の申し込み要件ですが、簡単に言うと、品川区に住民登録がある、高等学校等に準ずる学校の在学学生に貸し付けするというものでございます。

申し込みの期間なのですが、5月11日号の広報しながわで、新しい在学応援資金についてということで、少し大き目の記事を出させていただきました。5月11日以降に、ホームページ等も開いて、申請書類を配布する予定としております。申し込み期間につきましては、6月1日から6月29日ということで、おおむね1カ月を考えております。

今後、2回目につきましては、10月1日から10月31日、これは今までの在学資金と同じ時期で考えております。こちらにつきましては、入学準備金と一緒に申し込みを始めるということで、大きな貸付期間は、年2回と想定しております。ただし、家計の急変等の理由で、非常に急いで貸し付けを必要とする方については、随時受け付けするというものでございます。

貸付予定額でございますが、条例では、在学期間中最大60万円とうたっておりますけれども、細かい規定で、1年あたり30万円を上限として、必要な額の範囲内で貸し付けるというふうに定めてございます。単位としては、1万円単位で考えています。これまで私立の場合、月額1万5,000円ということで、申し込んでから卒業まで月額で貸し付けるという形から、必要な分だけ単発で貸すという形に変更しております。

裏面をご覧くださいまして、審査基準ですが、申し込み要領にはもう少し親切に書くのですけれども、まだ要領ができていない関係で、簡単に申しますと、申請、なぜ借りたいのかということと、お子さんの目標と意欲というのを作文、面接等で判断をさせていただこうと思います。その他経済状況でありますとか、校長からの推薦書等で、過去の実績等を踏まえて審査するものでございます。審査基準等については、要綱、要領等について定めるものでございます。

次に、返還免除制度の導入をするのですけれども、目的としては、貸付時の目標にチャレンジして、高校生活を充実した生活で頑張れるようにとするものでございます。申請の時期につきましては、高等学校卒業年の2月にこちらからご案内をして、3月中に申請するというものでございます。これまでは月額幾らという貸し付けでしたので、おおむね入学前であるとか、高校1年生で貸し付けをしていたのですが、今回、高校3年生から借りたいという方もいらっしゃると思うので、返還免除の審査について

は、早いと、現在の高校3年生の方の卒業時から審査が始まるという状況でございます。

主な審査項目につきましては、貸付時の目標にどのように取り組んだのかという実績について、客観的な成果が出ているものについては結果をお出しいただくのと、在学校の校長の推薦書いただく、客観的な実績に基づく審査と、面接による人物評価であるとか、地域活動等で何を行ったか等の聞き取りをしたりということで、総合評価を考えております。返還免除の基準につきましては、もう少し詰めて、具体的にしていこうという作業をしているところでございます。

次に、前回もご指摘いただいた周知についてでございますが、高校生につきましては、区内および近隣高校に在学応援資金のチラシと募集要項について配布を、生徒用と学校用で送る予定です。奨学金のパンフレットにつきましては、現在の7年生から9年生に、品川区の奨学金だけではなくて、高校進学に類する給付であるとか貸付制度が入ったものをこれから作成して、でき次第、配布を予定しております。

また、奨学金のチラシであるとか、募集要項につきましては、募集時期である今回6月、10月に合わせて、9年生には配布を予定しております。校長連絡会等で周知についてはお願いを予定しています。

その他、欄外に書かせていただいているように、区にある媒体を全て活用する予定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

3番の申し込み期間のところですけども、年2回ということで、家計が急変した場合は随時ということなのですが、年2回にしている理由がよくわかりません。随時受け付けるというのも、括弧書きの例、これ以外にもあると思うんですけども、主たる生計者の死亡などと書いてあるので、大分厳しいかなと、そんなふうに印象を持ったのですが、改めて年2回にするところを教えてくださいたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

これまでは年1回という形だったものを、まだ制度ができて最初ですので、年2回という形で考えています。6月にしますのは、課税情報が固まるのが6月となっておりますので、その時期に合わせて、新年度の新しい課税情報を参考にすることで、6月に設定しています。年2回でやってみるのでですけども、申し込んでから面接をして、審査会を開くというスケジュールを考えると、今、年1回だったものを2回でやってみるということでスタートするので、こちらについては、要綱、要領等にうたっているわけではないので、年2回でスタートさせていただいて、その後、もっと間に入れたほうが良いという状況であれば、増やすことも今後検討することはあろうかと思えます。

家計の急変については、例示で生計維持者の死亡等とあるんですけども、仕事を退職されたであるとか、さまざまな理由で、今現在も修学資金等に関しては、困ると電話がかかってくるので、その都度、必要な資金で、区の奨学金だけではなく、別の貸し付けも持っておりますので、そちらとあわせて、どの資金を使うのがこの方には望ましいかということで、ご案内しようと考えているところでございます。

○のだて委員

確認なんですけれども、申し込み要件のところを見ると、高等学校などに在学しているということでいくと、私立学校も対象だということでよろしいかということと、あと、申し込み期間が2回ある中で、

貸し付けされるのはいつごろになるのか、伺いたと思います。

あと、申込み要件の中で、貸付を受けるにふさわしい目標と意欲を備えているということが書かれているのですけれども、できるだけ多くの大変な人たち、子どもたちが利用できるような形がいいとは思っているのですが、ふさわしいというところが少し気になりまして、どういったことなのか、ご説明いただければと思います。

○廣田子ども家庭支援課長

申込み要件については、学校教育法で定める高等学校であれば、公立、私立等に差はなく、該当いたします。

貸付時期なのですけれども、今まで10月の申し込みの場合に、11月、12月に審査、面接等も行うという形になっているので、6月中に申し込むと、審査会、面接も行って、7月、8月ぐらいになる可能性はあろうかと思えますけれども、最初は時間がかかるかと思いますが、また順次事務が円滑に行けば、短くなるかと思えます。第1回はお時間が、申し込みの人数にも、面接の人数にもよろうかと思っておりますので、一、二カ月はかかるかと思えます。ただ、家計急変のためという場合については、その限りではなく、速やかに貸し付けを考えています。

目標については、あくまでも来るお子さん、10月ですと、予約生だと中学生、借りに来るのが高校生ですので、高校生なりに高校時代に何をやりたいかというのがはっきりしていれば、具体的でなくても、ある程度しっかり語れるというところで考えているので、やりながらではありますが、高校生なりの考え、作文だと自分で書かない場合もあるので、面接でしっかりやりとりをして、聞かせていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 子ども・子育て会議の報告について

○つる委員長

次に、(8)子ども・子育て会議の報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉田保育施設調整担当課長

私からは、平成29年度の子ども・子育て会議における報告、審議事項についてご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。平成29年度は3回開催いたしました。第1回目は、平成29年6月16日、ご覧の4件の報告を行っております。審議事項としては、新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員についてでございます。

第2回は、平成29年11月17日、審議事項として、この間検討してまいりました品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しに対する改訂（案）につきまして、事務局から提案いたしまして、審議いただいております。主な変更点につきましては、最後にまとめてご説明申し上げます。報告事項として、（仮称）品川区子ども・若者計画の素案について説明しております。

第3回目は、平成30年1月30日、審議事項として、子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂版（最終案）について、大きな変更点についての確認をしております。新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員についても審議をいただいております。

なお、3回とも、議事録につきましては、区のホームページ上で公開をしております。

今後の開催予定につきましては、平成30年度第1回子ども・子育て会議は、平成30年6月中旬ごろを予定しているところでございます。

ここで、中間年度における見直しを行った子ども・子育て支援事業計画について、簡単にご説明申し上げます。お手元の冊子、品川区子ども・子育て支援事業計画をご覧ください。現在の子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までの期間となっております。ちょうど5年間の中間年度に当たります昨年度、平成29年度に、品川区を取り巻く子育て環境の変化等を捉えまして、数値等の見直しを行っております。大きな変更点は5点になります。

まず最初に、2ページ目をご覧ください。ページ番号につきましては、開いていただいて、両端の下のほうにございます。第1点目の変更点でございます。計画の位置づけの中段の図になります。品川区子ども・若者計画の策定に伴いまして、品川区次世代育成支援対策推進行動計画、こちらのほうが子ども・若者計画で取り扱われることになりました関係で、品川区子ども・子育て支援事業計画、あと、次世代育成支援対策推進行動計画、品川区子ども・若者計画、品川区障害児計画、この辺がどのような関係になるかをあらわした図に変更しております。

次に、7ページをご覧ください。第2点目の変更点としては、下段の図1-4、就学前人口の年齢別推計の未来予測値を変更しました。平成29年度以降も増加を続けている関係で、平成32年度における0歳から5歳の方については、2万947名と、中間見直しの前に比べて、今回の値のほうが約220名増加しております。この中間見直しの後の品川区子ども・子育て支援事業計画につきましては、当該数値等をもとにしまして、就学前人口がさらに伸びている現状を踏まえまして、ニーズ量、量の見込み、確保策を算出しております。また、この資料の幾つかのページの中で出てまいりますピンク色の欄は、平成28年度分までは、実績値に変更しております。

次に、11ページをご覧ください。3点目の変更点ですが、教育・保育提供区域の設定になります。今まで子ども・子育て支援事業計画を進める上で、品川区全体を一つの区域として検討してまいりましたが、今回からより細かい分析のため、品川区を6つの地区に分け、地区別にどの程度の保育需要が想定されるのかを検証しております。

次は、少し飛びまして、51ページをご覧ください。4点目の変更点になります。特別な配慮が必要な児童への支援についてでございます。障害者に関連した法の整備に伴いまして、障害のある子もない子ども、ともに地域で育つことが重要であり、合理的な配慮の提供に向けた取組みが求められております。品川区で現在既にそれぞれの所管で対応しております発達支援事業、障害児への巡回相談、医療的ケア児の受入れ、すまいるスクールでの特別支援児童の受入れの事業につきまして、今回、この計画の中に追加いたしました。

最後になります。次のページをおめくりいただきまして、52ページ、53ページをご覧ください。5点目の変更点は、5のしながわネウボラネットワークの追加でございます。こちら、今回の改訂で、新たに紹介されたページでございます。品川区における妊娠・出産・育児の切れ目ない支援につきまして、しながわネウボラネットワークの全体像、各事業の説明を追加いたしました。

品川区子ども・子育て支援事業計画、中間年度見直し改訂版について、大きく変わった5つの変更点の説明は以上でございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

前回つくったものと比較していないので、全然わからないままの質問で恐縮なのですが、12ページの下の1-2の表なのですが、保育施設利用者数（0～5歳）で、数字はともかく52.5%になっているのですが、この数字というのはずっと増えていると私は思っているのですが、そこはどうかというのと、あと、隣のページに、平成31年度まで、1号認定から3号認定までそれぞれ数字が示されていますけれども、特に今、品川区でも大きな関心、問題になっている、0歳から2歳の保育需要への対応、保育園を一生懸命建設していただいていますけれども、この具体的な年齢別の数字というのは、今の状況を反映している数字と見ていいのでしょうか。その辺がわからないので、教えていただきたいと思います。

○大澤保育支援課長

保育施設利用者数ですけれども、こちらのほうは、利用者数、利用率とも、ずっと増え続けております。

次のニーズ量でございますが、こちらは人口の推計を変えたものに合わせて、就学前人口そのものを増やしていることと、加えて、希望する方の割合も前回の計画時よりもそれぞれ5%ずつ増やしております。さらに、0歳児から2歳児に関しましては、再開発の分を全て地区ごとに上乗せをしてございます。

○南委員

今、これも全然事前調査しないまま資料を見てしまって恐縮なのですが、3号認定のところの0歳児の平成30年度は1,324人となっていますよね。これ、今入っている子どもとこの間の推移で、以前、何%ぐらい次年度の保育需要を想定しているのかと聞いたときに、4%とか5%という数字を説明していただいたのですが、その関係で、先ほどご説明あったように、再開発だとか、申し込みの増があるということを反映した数字ということなのですか。

○大澤保育支援課長

以前お答えした4%というのは、前年度の申し込み者数からの増加率ということで4%という数字が出てきたかと思うのですが、今回は、申し込み者数だけではなくて、全体的な利用者数というか、ニーズ量を、前回の策定時から5%増やしたという考え方でございます。

○南委員

そうすると、今年の4月は955人でしたけれども、毎年1,000人、4桁の数字がずっと、1次のところの数字なのですが、出ている。そういう入れない子どもがいるという中、1,324人をニーズ量として対策を立てるという点で、これからの問題として、もちろん増設も含めて受け入れられますというふうに受けとめていいのかというのが非常に心配なところなのですが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長

基本的には、改訂後の計画に基づいて、開設をしてみたいと思います。

○南委員

ぜひ、認可保育園に入りたい、これが親の要望ですので、保育料の差額を補填するからいいのだという、極端に言ってしまうと、そういうことで全ての子どもが入れるというふうにはならないように、ニーズ量をしっかりつかんでいただいて、対策をとっていただきたいということを強くお願いしたいと

思います。

それから、最後に確認なのですが、52ページのネウボラネットワークで、先ほど厚生委員から小耳に挟んだのですけれども、産後ケア事業としていろいろな事業が、ここに書いてあるのを見ると6点ですか、整理されてきているのですが、利用料を取るという状況になると聞いているのですけれども、そのあたりの説明がなかったから、確認をしたいと思ったのです。教えていただきたいと思います。

○つる委員長

産後ケアは厚生委員会です。

○南委員

では、いいです。

○のだて委員

先ほどありました12ページの教育・保育の需要量の見込みのところですが、0～5歳の保育利用者の52.5%という見込みを立てたのは、なぜなのかというところを伺いたいと思います。

それと、平成30年度の4月の実績というのは明らかになっているのかわからないのですが、不承諾通知が2次において送られた件数というのを教えていただきたいのですけれども、特に0歳から2歳の各年齢で教えていただければと思います。

○大澤保育支援課長

12ページの表1-2、これは平成29年4月1日の実績数でございますので、実績値です。

2次の状況でございます。不承諾通知を発送している数ですが、0歳児が170通、1歳児が442通、2歳児が158通、0歳から5歳までの合計が878通となっております。

○のだて委員

不承諾通知が0歳から2歳で770通になるということになりますと、やはり0歳から2歳の大変な状況がよくわかるのですけれども、そうすると、この計画のまま進めていくと、待機児童というのはなくなるのかどうかということと、共産党としては、希望した方全てが入れるようにということで、この間もずっと言っておりますけれども、そのために保育園をつくってほしいということで、今年4月には16園つくられたということになります。それでもなかなか足りないということで、今回、不承諾通知が出された。0歳から2歳でも770通ということになっておりますけれども、そういったところが解消されるのかどうかを改めて伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長

不承諾の770通の中には、既に認可保育園に入られていて、転園を希望している方等も入っておりますので、770通全ての方が保育園に入れなかったというわけではないということです。その中から数百人は、認証保育所に入っているかと思えます。

ただ、今、ちょうど平成30年4月、何人認証保育所に入ったかというのは集計中でございますので、現時点で、どうなるかということは申し上げられませんが、ただ、4月1日現在で、認可・認証と合わせて、0歳から2歳で174人の枠があいてございますので、地域的なマッチングの問題とは残りますけれども、品川区として枠としては十分用意はできていると認識してございます。

○のだて委員

区の枠としては174人分、0歳から2歳のところであいているということですが、やはりそれで希望した方が、マッチングの問題もまだあるというお話でしたけれども、その点では、この計画が各地区に分かれて、需要を見込むようになったところはよかったと思っておりますけれども、その中で、

やはり希望した方がしっかりと入れるように計画をつくっていくということが必要だと思いますので、このことはこの間もずっと言っておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいということです。

それと、今回、中間年度での見直しということになりますけれども、平成31年度以降は、どうなっていくのか。この計画が新たにつくられていくことになるのかということも含めて、伺いたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長

今回、平成31年度まででございますので、平成32年度以降、また5年間、平成36年度までの計画をつくる予定でございます。今年度、新たな事業計画作成に向けたニーズ量調査等について、アンケート等、やり方はいろいろこれから検討いたしますけれども、進めていく予定でございます。

○のだて委員

最終的に待機児童の数がわかるというのは、いつごろになるのでしょうか。

○大澤保育支援課長

現在、集計している最中でございますので、次回の文教委員会ときにはご報告させていただきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○つる委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、正副より1点ご報告申し上げます。先月の委員会でご案内しました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お手元に配付のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告いたします。委員および理事者の皆様のご協力に、この場をおかりして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

では、その他で何かございますでしょうか。

○熊谷指導課長

昨年度作成・配布いたしました「よい、ドン！ しながわ（5～9年用）」に加え、このたび「よい、ドン！ しながわ（1～4年用）」を作成しましたので、お知らせいたします。

なお、18日に開かれるオリンピック・パラリンピック特別委員会で内容についてご報告したいと思います。

○つる委員長

指導課長からもご発言がございましたが、オリンピック・パラリンピック教育におきましては、今期、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会の調査事項に当たりますので、今後の活用などの具体的な議論は、当該委員会で行うことが適当であると考えております。

なお、区立学校で使用する学習教材でございますので、委員会終了後に、参考資料として配付させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご一読くださいますようお願いいたします。

ほかにその他で何かございますでしょうか。

○高山子ども育成課長

それでは、私からは、5月13日に開催されます、わっくわくランドしながわについてご案内させていただきます。

お手元に配付しておりますチラシをご覧ください。こちらは、5月の児童福祉週間に寄せて開催するので、今回が数えて3回目となります。時間は、午前10時半から午後4時までの時間で、会場はしながわ中央公園でございます。児童センター25館が工夫を凝らした遊びの場所を提供し、来場者の方々の参加型イベントとして開催するものでございます。

なお、今年度は、防災課等とイベントを共催する形で行いますので、例年よりも大規模な開催となるものでございます。

委員の皆様にも既にご案内をさせていただいておりますので、イベントなどが重なりましてご多用の折かとは存じますが、ご来場をお待ち申し上げます。

○つる委員長

本件につきまして、ご質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、ほかに何かその他でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後5時15分閉会